

仙工と莊園（中）

——伊賀国玉滝・黒田莊——

赤松俊秀

八

棟方の伊賀国司就任以来、六〇年の長い間、国司と対立してきた東大寺は、その間に平正盛・興福寺なども仙・田島の支配権を争うようになって、苦しい立場に立たされた。その東大寺にとつての朗報は、太政官に行造東大寺事所が置かれ、長官として弁官が任命されるようになったことである。設置の時期は不明であるが、文書では永久二年（一一一四）五月廿八日の行造東大寺事所下文（B五・一）が初見であり、それには、天永二年（一一二一）に大仏殿修造料材を黒田仙に割当てた、としている。役所として活動を始めた時期が、それによって推定される。しかし東大寺が伽藍の修理を切実な問題として改めて意識し始めたのは、嘉承

元年（一一〇六）前後であつて、東大寺はこの年の六月廿日の解（B四・二）で諸国の封戸を徴納して堂舎修造料に当てたいと官に要望した。東大寺の長い念願がかない、いよいよ修理工事が始まるとなると、多い建物のなかでは、建立以来既に四〇〇年も経過している大仏殿が最も修理を必要としたことは言うまでもない。大仏殿内の仏像も破損しており、大仏をめぐって置かれていた高さ四丈の巨大な四天王像のうち、多聞天は修理を必要とするようになっており、天永元年（一一二〇）十月廿六日に大仏師院助がその修理費を見積もつた（B四・一）。

行造東大寺事所の方針で注目されることは、修理用材確保のために仙に対する保護策を積極的に講じたことであり、仙の維持経営の支柱となっている「農業の奨励」を合わせ

行なう必要を自覚したことである。行造東大寺所がこの
ような方針を新しく打ち出したきっかけは、保安五年（一
二二四）一月廿九日の黒田柚司の解（B五・七）によると、次
のようなことであつた。《源家俊が初めて伊賀守に任ぜら

れた時に、出作公田の官物を率法のとおりに納めよとの宣
旨を申し下して官使をもつてそれを催促した。東大寺では
白河院庁に訴えたところ、院の方針として、柚保護の新し
い方針を定められた》。永久二年（一二二四）五月廿八日の
行造東大寺所下文（B五・一）はこの新しい方針に基づいて
出されたものである。この下文によると、その当時、太政
官からは官使有範が黒田柚に実情調査のために下向してお
り、懸案の二斗米についても太政官は証拠の文書を取り寄
せ有範の帰京を待つて何分の措置を決定しようとしていた
したがって太政官は黒田柚に対して、その決定がなされる
まで、国司の非法を承知してはならない、と行造東大寺所
所を通じて指示した。このことは、東大寺側の主張する二
斗米が合法的である、との官の見解を表明したものと言う
ことができる。太政官が行造東大寺所を通じてこのよう
に大胆な発言をしたのは、それによって柚工らが安堵し、

荘民らが農業に精励することを期待したからであつた。太
政官はまた、修理工事の進行に伴い、伊賀国の柚から搬出
される用材の陸揚地として、泉木津の木屋所の拡充の必要
を認め、これを実行した（B五・一）。

太政官の積極的な新しい方針によって活気づいた東大寺
は永久二年（一二二四）七月廿五日に解（B五・二）を太政官に
提出して、次のことを要望した。《黒田柚の本免田がどれ
だけもないので、柚工は公田に出作している。その所当官
物の段別現米二斗は東大寺封米に便宜充当し、その残りは
国司に納めている。また准米四斗二升三合の色代も国司に
納めている。封米に便宜充当された官物は柚工の寺家修造
材料伐採搬出の功食料に当てられ、柚工らはそれによって
昼夜を別かたずに材木を採進している。いまこれを改めて、
現米を三斗徴収したり先例のない他役を賦課したりすると、
柚工らはどのような計略をめぐらして、東大寺の課役を勤
むべきであるか。ことに最近は大仏殿を修理しているので、
調進すべき材木も数が多い。先例などによって、黒田柚に
伊勢太神宮役夫工作料米を課することを停止してほしい》。
東大寺のこの要望は八月廿六日の官宣旨（B五・二）で許可さ

れた。行造東大寺所は翌三年三月廿四日にも下文^(B五・九)をもって、黒田莊の田堵であつて、莊の四至内には居住しないので、公郷内に家地を持ち、そこに居住するものに対して、雑役免の特典を確認し、公郷在家と称して国司が国役をかれらに賦課するのを停止した。この特典の確認が黒田莊の發展を刺激したことは測り知れないものがある。

仙工を保護する中央の方針が現地黒田莊に徹底するにつれて、莊民らは、次第に自己の存在意義について確信を持ち始めた。かれらは行造東大寺所の指示に基づいて、国司から不当な要求を受けると、中央に報告して拒否するようになった。伊賀国司が国見仙の夫役を在家夫役と称して黒田莊民の則重・弘元らに賦課したのに対して、莊民らはそれを拒否し、国使が弘元らの家宅を搜索し財物を没収すると、莊民らは解状^(B五・一)をもって行造東大寺所に報告し、取締を要望した。所は永久三年（一一一五）八月十九日の下文^(B五・一)をもって黒田仙に対し、国見仙夫役を承引してはならないこと、没収された財物の色目を注進すること、その物品は奏聞して返還させるように取計うことを回答した。

太政官と仙とが直接に結びついたことによって積極的になった莊民は、単に国司の不法に対して抵抗しただけではなかった。東大寺に対しても同様の態度に出て、要求してよいと思うものは積極的に主張した。永久三年（一一一五）七月十六日の洪水で仙工清原成元の田畠作物が不熟となった時に、成元は解^(B五・八)をもって行事所に対して、封米に充当される現米の弁済を免除すること、徴収される用材は、往古の例によつて価格を定めて官物・封米に充当するようにすること、以上の二つの実施を要望した。成元は、勧修寺僧正深覺・東南院法印有慶が禅林寺永観・東大寺別当の時に現米免除・徴収用材価格決定の事実があった、と述べているが、現存の文書によつてもその事実が存在したことを証明することができる。^⑩ 行事所も成元のこの要求を認めた。

行造東大寺所を通じて太政官が東大寺の仙を保護する方針が周知されるにつれて、複雑な玉滝仙内の情勢にも微妙な変化が生じてきた。輦田莊では永長二年（一〇九七）の立莊以来、平正盛の支配力が一方的に強まっていた。永久三年（一一一五）二月廿四日の東大寺解^(B五・一)によると、

その実情は次のごとくであった。まず立荘十二年後の天仁二年（一一〇九）に輅田村で荘田一三町歩、都介（『柘殖』）村で同じく荘田四〇余町歩がその荘域に囲い込まれた。玉滝荘は元来柚工が七〇人居住し、作田二〇町歩の玉滝村に一五人、一五町歩の湯船村に一五人、六〇余町歩の輅田村に四〇人いたが、輅田荘の立荘によって、玉滝荘の過半数の柚工は東大寺の支配を離れて、平氏に掌握されることになったのである。問題はその掌握のしかたであるが、史料が乏しいので詳細は不明である。ただ平氏が一五町歩の荘の田畠を四〇人の柚工に配分して、その作人としたことだけが知られている（B五・一）^(八二六)。配分された田畠の面積は一人あたり三段強にすぎない。東大寺側では一人あたり一〜二段という、狭いものであったと強調している（B五・一）^(八二九)。柚工らもそれだけの給田では、自作するにせよ賃貸するにせよ、生活を維持することはできないはずである。当然に公田に作出し東大寺の荘田を請作しなければならぬ。現にかれらは東大寺の荘田を六〇町歩も請作した（B五・一）^(八二六)。しかしかれらは正盛の輅田荘の作人であることを理由にして、公田・荘田の耕作によってかれらに割当てられる国役・寺役

の双方を拒否しえたところに、輅田村の住人が東大寺を捨てて、平正盛を選んだ理由があった。東大寺がそれに対して、「何ぞ十五町之庄に混合して六十町之作人を虜掠す可けん乎。」（B五・一）^(八二六)と抗議したのは当然であった。

東大寺が玉滝荘に課した寺役の主体は雑事・雑役であったが、東大寺がこれを輅田村の住人に賦課すると、かれらは平氏の權威を借りて、これを拒否し、かれらの作田を東大寺領荘田から除き、永久に雑役免を免ぜられたい、との申状（B五・一）^(八二六)を東大寺に提出する。しかし国司が毎年検注を行ない官物を徴収し先例によって柚工らの作田から徴収する分を東大寺の封米に充当しようとすると、柚工らは東大寺領を理由として国役を拒否し、官物を納めない。国司も検注を行なったあとは、平氏所属の荘民の耕地を帳の面から除き、しいて官物を徴収しない。そのために、玉滝荘から東大寺への封米は年額一四一石となった（B五・一）^(八二六)。輅田荘離脱以前の八一石に比して四〇石の減収である。差額の四〇石は天仁（一一〇八〜一一〇九）のころから黒田荘で徴収することになった（B六・二）^(六四一)。結局に損をするものは東大寺である。柚工らは国司・東大寺・平氏と三者対立する情

勢を利用して、漁夫の利を図った、といえよう。この時代の仙工・田堵らの新しい生き方は、ここにも見られる。

しかし東大寺は、かれら田堵の行動に主体性を認めず、すべては頼田莊の莊家の指揮に従ったものである、とした（B_{四五・一}）。東大寺としては訴訟手続からもこのように言わなければならぬ点があったに相違ないが、東大寺側の莊実態認識も十分でなかったことを示すものである。

頼田莊の設置以後の玉滝莊内の情勢は以上のとおりであったが、頼田莊の離脱を可能にした根本のものは、前に明らかにしたように、国司が太政官の支持のもとに、東大寺と対立して、国内公田の檢注を強行し、所当官物の確保を図ったことにあった。平氏と莊民は、それに便乗して、その勢力を固め地位を高めたまでのことである。かれらとしては、国司がますます優勢になることを念願したに相違な

がろう。ところが行造東大寺事所の設置を転機として、中央の形勢は一変して、東大寺・仙を保護する方針に改まった。機を見るに敏感であった平正盛がこれを見のがすはずはなかった。大仏殿修造の用材が黒田仙に割当てられ始めた天永二年（一一一一）十二月十四日に頼田莊住人二五名

が東大寺の封米について六条院政所に提出した解（B_{四五・一}）を、いち早くその十九日に正盛が東大寺に伝えた（B_{四五・一}）などは、正盛の機敏を示すものである。

頼田莊住人の解は、従来、頼田村が封米を未進するのを黙認していた東大寺が急に態度を変更して八〇石の封米を直接に国司に弁済するように莊民に命じたことがきっかけとなって、提出された。東大寺のこの態度は、従来は頼田村を形式的には寺領のなかに加えていたのを、名実ともに除外し封米については国司と頼田莊とで直接に交渉するようにしたものである。頼田莊の莊民としては、それはかねて口に出して要望していたのであるが、内心では東大寺がそこまで踏み切るとは予想しなかったようである。そこでかれらは東大寺に対して以前と同じように東大寺使の入部を求め、封米を東大寺に弁済し、その残りは国司に納める、という従来の体制を維持することを願わざるをえなかった。いかに平氏の後援があるにせよ、国司と単独で折衝することとは、この時代の頼田村の住人でもためらったのである。

結局、正盛は封米を長く怠らないむねの請文を東大寺に提示し、それによって玉滝莊から除外の措置を免れたことが、

のちの史料に伝えられている(B五・二)。

東大寺は永久三年(一一二五)二月廿四日に解(B五・一)を太政官に提出して、鞍田村の上記の実情を報告し、官として裁断を要望した。解の内容で注目されるのは、玉滝柚が天平年中以来、東大寺領として存続、柚工の作田は雑役免として経営されてきた、と始めて東大寺が主張したことがある。太政官は四月卅日の宣旨(B五・一)で証文の提出を東大寺に求め、国司も五月廿五日に柘殖・川合両郷にある、山内すなわち東大寺柚関係の出作は、柘殖郷四八丁五反一〇〇歩・川合郷二〇町五反六〇歩に達する、と報告した(B五・一)。東大寺も同日に解(B五・一)を提出した。東大寺は長治二年(一一〇五)以後、鞍田村の封米の未進が三〇〇余石に達していることを指摘し、雑役・官物の弁済、大仏殿修理用材の確保を求めたのであるが、注目されるのは、鞍田村民の言い分にも理のないことはないとしていることである。東大寺としては、非はかれらの背後にある平正盛にあると言いたかったのであろう。しかしそれを明言するのははばかれるので、あいまいな表現で官の裁断を要望した。しかし裁断は容易に決定せず、翌四年に持ち越され、

三月十四日の宣旨(B五・一)で東大寺はさらに公驗の正本の提出を命ぜられた。東大寺は廿日に提出したが(B五・一)、その後の訴論がどうなったかについては史料がない。

伊賀守家俊の在任八ケ年は、問題の官物の二斗米を認めたので、東大寺との間には紛争がなかった(B五・二)。その家俊が退任して高階為重が守として着任すると(B五・二)、黒田・玉滝両庄の出作の官物をめぐる両者の争いは再燃した。保安二年(一一二二)に東大寺側を当初太政官に訴えたのは為重ではなく在庁官人であった。かれらの解状は現存していないが、その抄録が東大寺から閏五月に提出された陳状(B五・一)のなかに収められている。それによると、在庁官人の解は三ヶ条に別れていたらしく、うち二ヶ条は黒田荘に関するもの、あと一ヶ条は玉滝荘についてであった。黒田荘に関する分については、中村博士が既に紹介されているが(A四三)、訴陳の間に双方から重要な主張がなされているので、次にその要点をあげることにする。

東大寺陳状の第一条は、黒田荘民が今年にわかに公田を押妨した、という在庁官人の訴えについて答えたものである。東大寺はそのことについて荘家に照会したところ、解

状に添附されている申文だけでは、どここの公田を押妨したか不明である、との回答を得た、と述べて、在庁官人の訴えを拒否した。在庁官人の訴えの第二条は、鹿高脇・築瀬・名張川東において、莊民が公田を請作しながら、在家役を拒否し国務に従わないこと、国司が加納出作二〇〇余町歩の所当官物を徴収しようとする、と、東大寺側が私の率法やかつてな価格を定めて、官物の徴収を困難にしていること、以上二つのことを在庁官人が官に訴えて、官物弁済をしぶる負名を戒められたい、と要望したものである。それに対して東大寺は、莊下司に尋問したうえで、次のように答弁した。《鹿高脇三町歩の田地は本来の莊田である。祐俊・孝言が国司として在任中にも免判を出したことがある。天仁元年（一一〇八）に撰関家司惟宗成親が現地に向向して調査をした時も名張郡司文部近国はこの田には入勘していない、と証言した。往古からの寺領であることをよく知りながら、在庁官人がこのように訴えるのは不当である》。築瀬村についても在庁官人は、この村が黒田莊の四至外の公地であること、国司孝言の時に庄号を停止され今後は国務に従うと住人の請文（三六四）が提出されたこと、その後

国司孝清の在任中にも撰関家政所使重近が現地に派遣され、莊は停止されたことをあげ、公領として国役を勤仕せよと主張した。それに対して東大寺側は次のとおりに答弁した。《築瀬村は往古以来の寺領である。国司孝言の在任中に住民が国務に従うむねの請文を提出したのは、国司が軍兵を動員して村人を逮捕し、請文を強制したからである。請文強要の事実については、当時の郡司紀則末が東大寺に文書をもつて証言している。そのような請文を証文とすることはできない。国司孝清の任中に撰関家から現地に派遣された使は重近ではなく成親であつて、使が庄号を停廃した、というのも事実と相違する。成親は双方を対問し、勘状を提出したまでである。成親が撰関家に提出した勘状には、代々の国司が臨時雑役を免除したのは明白である、と書き載せてあつた。築瀬村は昔から東大寺の仙工二〇人が住んでいて、修理用材を製材してきた所である。在庁官人が言うようにこの村は黒田莊の四至外ではあるが、昔からの東大寺の負田である上に仙工の居所なので、代々の国司も国役を免除している。作田に課される官物も東大寺の封米に充当した残りは国司に弁済し、未進をしたことはない。在

庁官人が、柚工は国務に従えと訴えているのは穩便でない。

名張川東の公地に住む在家住人についても、黒田莊本免田の作人でないから、在家役を勤仕すべきであるのに、前司家俊の任期が終るころから、国務に従わない、と在庁官人は訴えたが、東大寺側はそれは誤りである、として、次のように主張した。《黒田莊外に居住する莊民は、まず家を作り、その敷地を寺領とする慣例になっているが、代々の国司もそれには妨げをしたことはない。したがって柚工らが便宜のよいところに住所を定めて居住しても、国司はこれを訴えてはならないのである。問題の築瀬の柚工の居所は東大寺の莊領であるうゑに、柚工らは臨時雜役にあわせて寺役をも勤めている。東大寺で定めている率法もかつてにきめたものではなく、先例に基づいて定められ実施されたものであり、太政官でもたびたび勅注しこれを認めているから、違法ではない》。

在庁官人の訴えの第三条は、玉滝莊内湯船・鞆田住人が、自分の出作している柘殖・川合両郷内公田の所当官物を東大寺の封米にも充当せず国司にも弁済せずに、なにかと理

由をつけてこれを免れようとしていること、左衛門大夫実盛の所領の真木山開発田も玉滝柚工の例にならって所当官物の現米を国司に弁済せず国務に従わないこと、の二つであった。それに対して東大寺ではまず寺としての根本態度を次のように明らかにした。《玉滝莊に居住するものは東大寺の柚工ばかりである。かれらが出作している公田の所当官物のうちで東大寺の封米に充当した残りは国司に納むべきものである。ところが最近では先例にそむいて封米にも充当せず国司にも納めず、なんとか理由をつけて所役をのがれようとしているのは不当である。実盛の真木山開発田が玉滝柚工の例にならって現米を納めず国務に従わない、というならば、宣旨を申し下して現米を徴収し国務に従わすべきである》。東大寺はまずこのように述べたあと、玉滝柚工下に諮問して得た申状の内容を次のように紹介した。《玉滝柚工内の湯船・鞆田の住人が柘殖・川合両郷で出作している公田六〇余町歩の官物は、在庁官人の解状にあるとおり、東大寺封米に便宜充当した残りを国司に納めている。もし未進した時は催促をすべきである。真木山村の実盛の開発田も玉滝柚工の四至内にあり、僧隆助が東大寺に

申請して開発したものである。官物は湯船・玉瀧の例によって東大寺の封米に充当し、残りがあればそれで東大寺役を勤めている。実盛は開発使として働いたものである。

以上三ヶ条の訴陳で注目されるのは、黒田莊の田堵は莊内に居住しないで公郷に居所を持っていたも国役が免除されることに、永久三年（一一一五）三月廿四日の造東大寺行事所下文（^{B五・九}）で決定しているのに、このことは訴陳の間、国司側からはもちろんのこと、東大寺側からも証拠として主張されなかったことである。行事所の下文では宣旨・庁宣に対抗しえなないと考えられたのかもしれないが、のちに述べるように、このことについての東大寺の立場には微妙なものがあつた。東大寺は在庁官人の主張を逐一反論したあと特に附言して、名張郡司丈部近国が庁宣を得たと称して郡内の田地検注を行なったことを報告し、その禁止を官に求めた。東大寺側の見解では、郡司が一任に一度士民の作畠^⑤を検注するのはよいが、寺領の田畠まで検注する、ということは聞いたことがない、というのである。東大寺が郡司の検注を否認する理由に根拠があるとは認められないが、このころから、郡司近国と東大寺との関係が円

満を欠き始めていたことが注目される。

伊賀国在庁官人と東大寺との訴陳に対する太政官の裁定は、永久二年（一一一四）以来の太政官の柚保護の方針とは逆に在庁官人側に有利なものであつた。同年七月三日に下された宣旨（^{B六・二}）には、《東大寺の莊民が作出している公田は、本免以外は公田率法に準じて官物を催済すべし。もし承知しないものがあれば、長く境の内を追却せよ。》とあつた。この、「界内追却」は従来^⑥の宣旨には見られない強い措置であつた。公田率法以外の訴陳事項についての裁定は、史料がなくて判明しない。

当時の伊賀国司について注目されるのは、康平三年（一一六〇）の興福寺焼失以来六〇年の長い間、主宰してきた造興福寺司との関係が当任の高階為重の守就任以後断ち切られたことである。伊賀国に造興福寺役が課された間は、それを理由として、国司は齋宮・伊勢太神宮・齋院・延暦寺・慈徳寺・五智院などの所領に対して済物の支払を六〇余年間も中止していた（^{B五・一}）。ところが根元の造興福寺役がなくなったのであるから、これらの莊園領主が一斉に済物貢納復活を要求したのは当然である。困惑した国司のいうとこ

ろによると、これら神社・仏寺の封家の納官済物を通算すると、一〇、〇〇〇余石に達する、という。それに対して国内荘園の住人が出作している公田の所当官物は三、〇〇〇余石にすぎない。そのうち東大寺の荘の出作の分は一、〇〇〇〇余石である。それも完全に納められているのではない。伊賀国税所は保安三年（一一二二）二月廿八日に国内の東大寺荘の出作公田の官物未進を注進したが（B五・二）、その総額は三斗米で五五二石八斗五升六合（封を除く）、准米四八一石九斗五升九合、額六、二四六束二把五分にのぼった。在庁官人はまた、この時に解（B五・一）を中央に提出したが、その要旨も、東大寺側が出作公田の官物を率法から段別一斗を減納することを訴えることにあった。解には国内官物の率法を「別符段別見米五斗、公田段別見米三斗（内京座）・准米一斗七升二合・油一合・見稻一束・額二束、院御庄出作公田段別見米三斗・准米一斗七升二合・額三束」と明記しているのが注目される。在庁官人は院領荘園の出作でも三斗米を納めていることに重点を置いて論じた。かれらはまた、前前司の時の名張郡納所書生兼国の後見であった僧慶暹が黒田・頼田・玉滝の三庄のうちのい

づれかの住人として三斗米を納めたことを強調した。国司も十一月廿五日に解（B五・二）を太政官に提出し、東大寺封米に充当した官物の残りの処置について、国司が発行する切符によって、齋宮・伊勢太神宮など済物を受ける本所が使を現地に派遣して、これを催促し受け取るようにしたい、と要望した。東大寺の荘園で官物を催徴するために伊勢太神宮・延暦寺などの本所使を派遣するところに国司の苦肉策がうかがわれるが、太政官がこれを許可した形跡は認められない。

保安四年（一一二三）七月廿五日に伊賀国司はまた解（B五・二）を中央に提出し、前々年七月三日の宣旨（B六・二）によって認められた出作公田官物率法段別現米三斗に東大寺の荘民が反対し、官物を納めないことを訴え、あわせて公郷に居住する百姓在家が黒田荘住人らの因縁・所従と号して国務に従わず、郡司らが所役を課すると、暴力で反抗するので、禁止されたいと要請した。この所役というのは、公郷に居住することによって課せられる在家役（B五・一）のことであるが、公郷居住のものが国務に従わないということにはさきに詳しく述べた保安二年（一一二二）の訴陳（B五・一）

で既に論じられた。それが改めてこの時に問題になったのは、公郷の百姓が黒田莊住人の因縁・所従であることを理由にして、暴力をもってしても国役を拒否するようになったからである。この事件は重要な問題なので、国司の主張の原文を引用して考察しよう。「公郷に居住之百姓等、一旦の事を通れんが為に彼の庄の住人等に追従お成す之間、猥りに威猛を耀かし、或は因縁と号し、或は所従と称し、偏に国務に従は令め不」。本来、平等の関係であるべき公民と莊民の間に、なぜにこのような主従関係が発生し、莊民の指示のもとに公民が国務を拒否するようになったのか。問題の焦点は、莊民と公民の間にいかにしてこのような関係が成立したかの究明に、しぼられる。

公郷の百姓と黒田莊民とのこの関係を重視した石母田正氏は、当時の黒田莊内で柚工の一部が地主化していたものとし、その観点から、この関係を説明した（DAIJO）。柚工が当初から地主的性格を持っていたことは、さきに明らかにしたとおりであって、この時になって始めて顕著になったことではないから、それだけでは、公郷の百姓が柚工らの因縁・所従と称した関係を解きつくすことはできない。望

ましいのは、そのほかに、保安四年（一二二三）当時の黒田莊の情勢に即して、前司家俊以来、この傾向が顕著になった事実の説明をすることである。そこで注目されるのは、さきに指摘した、行造東大寺所設置を転機として著しくなった黒田柚工らの積極的高姿勢の態度である。かれらは、行事所下文（八二五）によって莊内に居住せず公郷にいても、国役を免除されたが、そればかりではない、国司・東大寺の要求でも不法不当なものはきっぱりこれを拒否した。その行き方が、公郷百姓に大きな反響をひき起こし、公民もこのように強剛な莊民の支援を得て、国司の圧力に対抗しようとしたものと思われる。両者の間には地主・作人による主従関係が事実存在しなくても、因縁・所従という所屬支配関係が生まれ、公民は柚工の因縁・所従であることを誇示し、そうすることによって、国務に従わないようになった。黒田莊民と公郷百姓との主従関係の形成の過程はこのような理解するのが妥当であろう。このように必ずしも耕作に関係を伴わない主従関係が成立したことに、新しい時代の芽ばえが見られる。

伊賀国司の訴えに対して太政官は保安四年（一二二三）九

月廿九日の宣旨(一四五・二)によって東大寺に子細を弁ずることを命じ、東大寺は十月十七日に陳狀(一四五・二)を提出した。

陳狀の三項目のうち、出作公田の官物率法についての分は、従来の東大寺の主張を繰り返しただけで特に取立てて言うほどのことはないが、天平年中に板蠅柚が勅施入された當時に開作された田地は一〇町ばかりであった、とこの時の陳狀で始めて主張された。しかし特にその根拠となるものをあげていない。それに対して公郷百姓の国役拒否について新しい主張を二つも出したのは注目される。その一つは「縦ひ庄負田と雖も、若し公民買得せ者、庄領為る可し。」

縦ひ公領と雖も若し庄民買伝せ者、庄負田とす可し。」との主張である。庄負田・公領に関するこの規定は、竹内博士が注意し(一四七)石母田氏がその意義を強調して(一四七)以来、その解釈が問題となっている。石母田氏によると、この規定の第二段は、庄民の占有または所有する耕地は同時に寺家の所有である、という原則が適用されている、としてよいが、問題は第一段であるという。石母田氏はこれを、庄民が庄負田を事実として公民に売却する場合があつても、領家の東大寺から見れば正当な売買行為でないから、その

庄負田は依然として寺領である、と主張したものとしてゐる。東大寺の法では、作人は私領を所有しえないものと観念されている、と石母田氏は解釈し、その観点から、庄負田の庄民以外への売却は寺家によって否認された、としてゐる。石母田氏の言う「古代的論理」は、この解釈をもとにしており、荘園史研究に大きな影響を与えた。その点からすると、この史料解釈がはたして妥当であるかどうかは、もっと慎重に吟味する必要がある。

まず最初に指摘しなければならないことは、石母田氏の解釈によると東大寺側の一方的な利益に偏したこの主張が、実は東大寺だけが主張し実施しているものではなかったことである。史料に明記されているところによると、この主張には、「爰に往古自り国郡の裁定に云く」との注記があり、伊賀国では庄負田に関する裁定の根本方針として、昔から広く国郡一般に行なわれていたものである。ところがこの史料を紹介した竹内博士も石母田氏もなぜかこの注記を略して論じた。これは重大な誤りである。この注記があるかぎり、石母田氏のように東大寺という領家の立場のみからその法理を考察するのは、出発点において重大な錯誤

を犯していることになる。結論が妥当でないのは当然であろう。

当時の伊賀国で莊園を經營し莊民を持っていたものが、東大寺に限られなかったことは、改めて挙証するまでもないであろう。これらの莊園では、東大寺領と同じく、作手と称する耕作権が莊民に認められていた。田地の売買・伝得というのは、この耕作権の移転をいったことは、説明を要しないであろう。また売買・伝得の場合、莊田ならば同一莊の莊民が、公田ならば公民が双方の当事者となるとは限らなかった。莊田を公民・他莊の莊民が、公田を莊民が買得しえた。このことを考慮に入れて、この国郡の裁定を考察すると、次のように解釈される。第一段の莊負田は、雜役免田などによく現われているように、本来は公領であるが、特定の所役が義務づけられているために、その範圍で莊領とされているものである。その耕作権を買得したものが同一の莊に所属する莊民であるか、それとも他莊に属するか、あるいはまた公民であるかによって、その耕地自体が莊領である事実には影響を生ずることはない。第一段の法理ともいふべきものは、以上のことを主張したもので

ある、と考えるのが妥当であろう。解釈のむずかしいのは、石母田氏が明白とする、第二段である。公領を莊民が買伝するとはどのような行為をさすのかまず明白ではないからである。第一段の規定から言い得ることは、第二段の公領には、第一段の莊負田に該当する雜役免田のような私領性の強い公領は含まれないことである。しかし第二段の公領でも売買の対象になる以上、なんらかの意味で私権が成立していたことは認めざるをえないであろう。おそらくこの場合も第一段の莊負田と同じく、作手権が成立しており、それが売買の対象となったものと推定される。そうすると、第二段にいわれていることは、莊民が作手権を買得した公領は莊負田と認められる、との慣例が伊賀国では早くから成立していたことにならざるをえない。第二段の解釈がむずかしいというのは、なぜにこのようなことが国郡の裁定として往古から行なわれていたのかということにある。なぜかという、莊民が買得した公領が国司の認定を必要とする莊負田と認められるのが理解しにくいからである。そこで考えられることは、莊民が作手権を買得した公領が莊負田となるのには、当然のこととして、国司によってその

ことが認められる必要があり、荘民が買伝した、ということが認定の前提条件を作ることかもしれない。または、「庄負田とす可し」とあるのは、東大寺側の解釈が加わっているものであって、実際は「庄領とす可し」とあったのかもしれない。それは改めて論ずることにして、このような裁定が国郡一般にわたって早くから成立していた以上伊賀国では荘民の耕作権買得によっても、荘園が拡大發展する道が大きく開かれていたことは確かである。この道は、荘園の「古代的」構造を強調する従来の研究では、完全といってよいほどに無視されている。したがって慣例としてこのような国郡裁定が成立する過程の追求が少しもなされていない。すべては今後の作手権の研究に期待しなければならないが、自明といってもよいことは、庄負田・荘民の特定が太政官または国司によって公認されたことが、この慣例成立に大きく影響した事実である。玉滝・黒田両荘の成立は、まさしくこの二つの事実の公認を前提として実現した。その意味でこの両荘の歴史は注目される。

保安四年（一二三三）の東大寺の陳狀（五・二）でいま一つ注目されることは、石母田氏の強調する寺奴・杣工の東大

寺側の主張が、この時に始めて唱えられたことである。さきにも一言したように、この寺奴・杣工説は、その当時に東大寺の内部で言われていた寺奴・職掌説と深い関係があり、その一部としてこの時に言われ始めたものである。寺奴・職掌説は嘉承元年（一一〇六）に編集が終った『東大寺要録』巻七の「東大寺職掌寺奴事」の編者の私注に見えている。それによると、編者は、その当時の東大寺にあって、供仏施僧の事を掌る上司職掌や、造寺の工、歌舞音曲で法会を飾る楽人などの先祖は、すべて天平勝宝二年（七五〇）二月廿四日の官奴司解（『尊卑遺文』下巻 七五二・五ページ）によって東大寺の所有と定められた二〇〇口の奴婢の子孫である、と考えている。編者がこのよう見解を持つようになったのは、『東大寺要録』の編集にあたって、寺蔵の文書を調査し、天平勝宝二年（七五〇）正月八日の但馬国司解（『尊卑遺文』下巻 七五一・二ページ）と前記の官奴司解を発見し、従来不明とされていた上司・造寺工・楽人らの起源が判明した、と確信したのによることは、推定して誤りないであろう。編者は但馬国司解の本文を『東大寺要録』に引用し、それに解釈を附したが、この解釈は、あくまで編者の思いつきであって、そのまま史実と考えら

れない。その当時、朝早く起きて仏供を大仏に備え夜は宝蔵の警固をする寺家要人のなかに、編者の思いつきを妥当と考えさせる、何物かがあったかもしれない。しかし樂人・造寺工などの系譜は明確であり、官奴婢とは直接結びつかない^⑩。東大寺が、伊賀国の仙工を最初に開発して定着した仙工は当初寺奴であった、との主張を法廷に呈示したのは、『東大寺要録』の編集が終った嘉承元年（一一〇六）から一七年後であった。『東大寺要録』の編集が基になって、この主張がなされたことは疑いないであろう。

東大寺がこの時に寺奴・仙工説を呈示したのは、仙工が雑役免の特典を持つていることを強調するためであった。

しかし仙工の雑役免については、長元七年（一〇三四）七月十六日の太政官符^(B四・二)が最も古い確実な証拠であったはずである。また永久三年（一一一五）三月廿四日の行造東大寺事所下文^(B五・九)を提出してもよかったのではないかと思われる。ところがそれを呈示しないで、耳新しい寺奴・仙工説を出したのは、当面の訴訟に勝つための手段であった。東大寺はそのころ伊賀国の仙経営で、国司・平氏・興福寺の三者と対立し、内にも莊民自立の動きがきざし始

め、その処置に苦慮していた。当局者としては、仙の領有が聖武天皇の勅施入に始まることを強調し、仙工の起源が寺奴であることを主張して、その雑役免がついさきの宣旨・下文などによるものでないことを誇張し、それによって、その時々権力者との関係や莊民の動きなどが基になって、仙の領有・経営が動揺することから免れたい、と願わざるをえなかった。石母田氏のいう「古代論理」^(三六・一八)はこのようにして当時の東大寺の当局者によって作り出されたものである。かれらがこれを訴訟で主張したことは事実であるが、それは過去の栄光と現在の苦境との食い違いに悩むものの苦し紛れの思いつきにすぎないものであり、当時の東大寺の支配する世界である寺領莊園に貫徹していた「論理」とは考えられない。

保安五年（一二二四）正月十六日に太政官は宣旨^(B五・三)をもって東大寺に対して、出作公田官物率法について文書の正本の提出を命令した。東大寺からは、閏二月廿三日の解^(B五・二〇)をもってこれに答えたが、その主旨は前出のものとは大差がない。注目されるのは、それに関連して黒田仙司らが、下司学生藤原親光以下、専当・頭領・刀禰一〇名

の連署をもって、東大寺に解(〇五・二)を提出し、東大寺もこれを太政官への解(〇五・二)に添付したことである。この柚司らの解の主旨は三条に分かれているが、そのなかで注目されるのは、第二条で懸案の官物は凡絹一疋で現米二斗准米五斗に充てる慣例であること、第三条で公領に出居する柚工が国役を勤める否かについて、出居の柚工には往古から国役が課されたことはない、と主張し、その理由として、柚工の居住する土地は公領内にあっても、国領ではなく、柚工の私領である、と主張したことである。東大寺も前年の十月十七日提出の請文(二五・二)のなかで、柚工の居住地について述べている。それには「柚工元来雑役を免ぜられ畢。是を以て家地並びに寺奴共に国掌之進止に非る也。(中略)然れば則ち国司の左右に非ざる之畠を以て柚工の住所と為す也。更に国家之費無き者歟」とあって、柚工は寺奴を強調し、かれらの住所は国領でないとしているが、柚司らが解で主張しているように、柚工の私領とは認めず、あくまで寺領としている。柚司と東大寺との間にも微妙な立場の相違が見られる。柚人らのこのような主張は、東大寺を離れて自立する動きが表面に現われたことを示すもの

であるが、それが太政官の柚保護政策の表明を転機として、徐々に高まりを見せたことは、さきに指摘した。柚司らは東大寺を通じて太政官に提出さした解(〇五・二)の第一条に、かれらの自立への励ましとなった永久二年(一二四)五月廿八日の行造東大寺事所の下文(八五・一)を引用することを忘れなかった。

国司の高階為重は天治二年(一二二五)までに退任し代って源憲明が就任した^⑧。大治元年(一二二六)十二月日の伊賀国庁宣(二五・二)に「大介源朝臣」として署名しているのが憲明である。憲明の任期で注目されることは、天治二年(一二二五)に東大寺がかつて強く非難した名張郡司の郡内田畠檢注が行なわれたことである。その結果は翌三年正月に報告された(〇五・二)。それによると、郡内の目録田の総面積は三三八町一段一二〇步であって、内得田は二六六町五段六〇步である。この全目録田を領有者別に分けると、御館分田三町四段一二〇步・青蓮寺保五町一段小・黒田莊二五町八段小・郷内二八五町五段三〇步となる。問題はこの郷内田であるが、それは神宮神戸出作・黒田莊出作・公郷の三つに別れ、それぞれの面積は七町四段小・二四七

町九段六〇歩・三〇町三段三〇〇歩の面積である。これらの数字は相互に一致しない点があつて、どこまで信頼できるかは問題であるが、名張郡内の田地のおおよそのあり方は、それによつて推察できる。注目すべきは、検田帳に、国司（『憲明』）と推定されるものが収納使違村あての外題を加え、町別二石すなわち二斗米の精算を作成すべきことを命令していることである。国司がこのような態度を示すかぎり、その任期中に東大寺との間に紛争を生じなかつたことは、特に言うまでもない。

次に憲明の任期中のこととしては大治四年（一二二九）十二月三日に明法博士中原明兼が伊賀国司対東大寺の保安四年（一二二三）以来の黒田莊の訴陳状について勘文（^{B五・二}_{一四七}）を提出したことが特記に値する。この勘文には一部欠失があつて、肝心の明兼の所見の全容を知りえないのは残念であるが、意の存するところはよくわかる。懸案の三斗米・二斗米の争点について、明兼の所見は次のとおりであつた。『国司の主張である三斗で官物の進済を計算すると未済が多いことになるが、東大寺の主張の二斗米では未進がどれだけでもない計算になる。国司収納使の措置は官物を非法に

減納したものである。』明兼はまた公郷の出作についても東大寺側の主張を認め次のように勘申した。『東大寺莊民の公郷居住を停止しても、郷内の田地は治開といい相伝といい、すべて東大寺の領有である、との東大寺側の主張は国司も申状で認めているほどだから、他の公民も寄作しにくいであろう。せつかくの耕地を荒廃させるよりは、黒田莊民の出作を許可し、官物を弁済せしむべきである。』東大寺が莊民の治開・相伝した田地はすべて東大寺の領有と主張し、国司もこれを認めたのは、さきに論じた「国郡裁定」に基いたものであらう。それを認めた明兼の勘文に東大寺が感謝したことは言うまでもない。東大寺側では勘文の端裏書に「寺家道理之由」と注したほどである。

東大寺は翌大治五年（一二三〇）六月十日に伊賀国司に牒（^{B五・二}_{一六〇}）を送つた。その主旨は黒田莊の東限の名張河の河流が西に移動しているので、旧河跡をもつて莊の東境と認めて四至内の所当官物の徴収を免除することを要望したものである。河流の西への移動は東大寺側がかねて主張していたことであつて、特記すべきことではないが、東大寺が国司への牒の本文のなかで「爰に本堺の旧河、既に桑田

と成る。代之国司、新流に限りて次第に収公す。此の如き之間、度度、宣旨を下さ被、榜示を立つと雖も、彼の土民等、事を左右に於て寄せ、寺役を通れんが為に国務を誑さんが為の故に、好んで本庄と為さざる也。此れ則ち国のために益無く寺に於て損有り。」としていることを見のがしてはならない。国司と東大寺との対立において利益を得ているのは「土民」と呼ばれる耕作者であることが、東大寺にもようやく認識され始めた。この牒は、土民に漁夫の利を与えないために、国司に送られた、と考えられる。国司もおそらく同感したに相違ないであろう。同様の事実は、国司と領家の対立が激しい他の荘園においても見られたが、かつて論じたことがあるので、ここでは触れない。黒田荘の杣工らの自立を刺激した東大寺の修理は依然継続して行なわれ、大治四年（一二二九）七月五日以後に行なわれた修理工事については、その年の十二月廿日に注進状（^{B五・二}_{四八}）が提出され、施工場所・所要材料食料の員数があげられている。食料のなかには杣工の分も含まれているのが注目される。

つぎにあげなければならないことは、大和国境に近い国

見杣では、伝法院領大和国大野荘住人と境相論が繰り返されたことである。大治四年（一二二九）五月十一日の留守所下文（^{B五・二}_{三三}）によると、往古から国領の龍口開発田や国見杣に対して、大野荘民が荘内として囲い込みを図ったことが知られる。また天承元年（一一三一）七月廿八日の庁宣（^{B五・二}_{〇二}）によると、大野荘民が国境を越えて杣内に移住してきていたことが知られる。しかし大きな衝突は起こらなかった。

九

南伊賀の東大寺領が比較的平静を保ったのに対して、北伊賀の杣はいかがであつたろうか。まず最初にあげなければならないのは、軺田荘の立荘で東大寺との争論のきっかけを作った平正盛が、永久三年（一一一五）五月廿五日の東大寺解（^{B五・一}_{八二九}）に備前守平正盛と記載されたのを最後として姿を消し、代つて子の忠盛がその家を継いだことである。東大寺と忠盛との争いは、忠盛が柘殖郷内の予野村（『現在の与野』）を軺田荘内に囲い込んだことから始まった。忠盛の囲い込みの正確な時期は不明であるが、保安三年（一

一二三）には既に東大寺との間で係争となり、中央で裁判が始まっていた。伊賀国在庁官人は、それに関連して三月二日に注文^(B五・一)を提出し、玉滝仙は川合郷であるが、予野村は柘植郷に属し、東大寺領でないむねを証言した。

太政官で訴陳の進行の詳細は不明であるが、保安四年（一二三三）の秋には終りに近づき、九月十二日に明法博士中原明兼・同三善信貞から太政官に勘状^(B五・一)が提出された。この勘状には東大寺と国司・忠盛の双方から提出した訴陳状・証文のあらまし収められており、訴陳のおよその内容が知られる。その概要については中村博士が説いておられるが^(A六六・ジ)、玉滝荘としては重要な訴陳であるから、次に簡単にその要点をあげることにする。

東大寺の訴状は三ヶ条からなっており、荘内の輓田・予野・真木山の三村の帰属をそれぞれ主題としている。第一条の輓田村については、永久三年（一一一五）の解^(B五・一)と同様に、天平のころに開発された、と主張したが、黒田荘の場合と同じく寺奴・仙工説をこの時に論拠に新しく加えたのが注目される。平正盛がかつて輓田荘を立荘した時に荘地に組み入れられた畠のなかに、大威儀師仁静が莊務

をした時に封米未進の輩から弁進させた畠が含まれていた、と東大寺が主張したのもこの時であった。また証驗として貞観八年（八六六）・天徳三年（九五九）以下の文書が数多く提出され、明法博士らも感心のあまり「方今寺家公驗を勘ずるに古今証文皆以て炳焉也。訴申之旨其謂無きに非ず。」と述べたほどである。東大寺はまた永長二年（一〇九七）の平正盛の六条院領立荘についても、次のように主張した。

《六条院領としてその勝示内に含められる田畠は、当然のこととして、東大寺の封戸に充てられている田畠であることを望んではならない。東大寺領の田畠として封戸に充たされたいと願うものは、寺家の支配に対して理非の相論をしてはならないはずである。輓田村のものは、東大寺の封戸であると主張して、国司に対して、所当官物を弁済せず、東大寺に向かつては六条院領であるといって、所役を勤めない。東大寺側のこの指摘に対して、是非を判定する明法博士らも、陳状の主旨は理由がないでもないとして、これを一応是認した。また、明法博士らは、輓田荘の耕地が散在していることから、莊域が一円の地でないので、立荘の時に勝示を立てるべきではなかったとして、

立荘の際の史生則元の処置は誤りであるとしたが、さりとて立荘を否定もせず、ほかに何かの事情があつたのであらう、とした。かれらはまた、鞍田荘立荘についての本公驗があるならば、それによつて東大寺・忠盛の両方のいずれが理であるかを対決すべきこと、もし忠盛の保有する本公驗が不確實な時は東大寺の証文によるべきことを官に勧告した。

第二条の予野村については東大寺は三世一身法や墾田永世私有令を引用した解に天平廿年（七四八）以下阿拝郡柘殖郷の寺田の公驗類を証文として添附した。証文のなかには予野の地名が見えるものもある。明法博士らは、前条同様に、「古来証拠皆以て明鏡也。」とした。それに対して忠盛が提出したのは、保安三年（一二二二）三月二日の前記の伊賀国在庁官人注文だけであり、それも玉滝柚は川合郷、予野村は柘殖郷で、郷が別であるから寺領でない、という主旨の簡単なものであつて、東大寺が陳狀で、東大寺領は以前から川合・柘殖の両郷にわたつて存在し、古い公驗は予野村のある柘殖郷関係のものが多いことを指摘すると、忠盛の主張を擁護することにはならなかつた。明法博士ら

が、法令に基づいて東大寺に理がある、と裁断すべきである、と勘申したのも、また当然であつた。

第三条の真木山村は、保安二年（一二二二）の訴陳で既に論じられたが、前回の東大寺側の答弁は荘下司の報告だけに基づいてなされたにすぎない。今度は国司側から、真木山村が往古からの寺領ならば前司家俊の時になぜ免判を受けたり国使の入勘を認めたりしたのか、勅施入というなら関係の宣旨を提出せよ、治田は三町三段二四〇歩あるが他人の妨げは全然ない、と主張されたのに対して、東大寺側が前二条と同じく多数の文書を引用して答弁していることが前回の訴陳と著しく異なっている。東大寺が提出した昌泰二年（八九九）・天徳二年（九五八）などの公驗の四至には真木川として地名が見えている。明法博士らは、そのことと、昌泰二年（八九九）の在地国郡証狀に玉滝・内保両荘の墾田の中に公田と他人の点地がない、と書かれていることを理由にして、真木山の寺有を認めた。東大寺の訴訟での優勢は、なんといっても、豊富な証文のたまものであつた。東大寺側に有利な勘狀が提出されたあと、忠盛に対して、翌年正月十六日に本公驗の提出が命ぜられた（（九四五・二））。

東大寺も同日附で同様に命ぜられたが（B五・二）、本公驗の調査の実際については、史料がなくて判明しない。しかし玉滝莊關係の訴訟はおそくとも大治元年（一二二六）までには一段落したらしく、この年の六月十九日に、太政官に提出されていた關係文書が印藏に還納された（B五・二〇）。おそらく東大寺の勝訴に終わったことであろう。

太政官の裁定では優勢であつた、と考えられる東大寺にとって、残された課題は、いかにして、東大寺の支配から離脱し半独立の態勢を続けている鞍田村の住人を再び掌握し、玉滝莊の完全支配を再現するか、ということであつた。太政官の明法博士らの法理または証文の解釈による援助も、こと現地の住民の掌握に関するかぎり、無力に等しかった。もちろん住民らが東大寺の支配に反抗したのは、東大寺に對立するものとして、国司・平氏の勢力が現地に實在したからである。したがつて、明法博士らの勘文によつて国司・平氏の主張の正当性が否認されると、住民の反抗もなほどうかの影響を受けて弱まらざるをえなかつたであらう。しかし太政官の裁定が下されただけで、玉滝莊から国司・平氏の勢力が排除されることはありえない。東大寺として

は、力に對して力をもつてしなくては、せつかくの有利な太政官の裁定を實地にいかすことはできなかったのである。そこに、後年、「南京第一の惡僧」といわれた東大寺僧覺仁がまず鞍田莊の問題に登場する理由があつた。

今日の現存史料で覺仁の名を確認できる最も古いものは天承二年（一二三二）四月十日の覺仁書狀（B五・二）である。

覺仁は、それから平安時代の終わるごろまでの四〇年あまり、伊賀国の東大寺領經營に深く關係しただけではなく、東大寺領全般にわたつて縦横の活躍をした。従來の研究では、中村博士が目代中原利宗との對論での覺仁の答弁を詳述され（A七九・八）、石母田氏もまた、雄弁と政治的才幹、強力と假借しない統治によつて、東大寺莊園の危機に大きな寄与をした、と評価し、この時代の東大寺精神の体现者であり、奈良時代以来の莊園經營の正統な伝統をくむものとしてゐる（D一八九）。この覺仁の活躍に焦点を合わせて、玉滝・黒田両莊の動きを検討しよう。

天承二年（一二三二）四月十日の覺仁書狀（B五・二）は、惜しいことに前半が欠けていて、全体の内容がつかみにくい。その上に、あて名もないので、ますます文意の理解が困難

である。そのために従来の研究はこの文書に注意をしていないが、その内容を見ると、頼田村住人の東大寺に対する反抗の実際を詳述し、その取締りを要望したもので、重要な意味を持っている。だれに出された文書であるかが問題になるわけであるが、忠盛と考えてまず誤りないであろう。^⑤さてその文意であるが、次のように解するのが最も妥当であろう。

《頼田村の住民が東大寺の出作といひながら、東大寺役を拒否して勤めないならば、なにゆゑに官物を減納したり柚工の食物を要求したりするのか。東大寺の負田は伊賀国内に四〇〇余町歩あるが、東大寺はこれらの田から納められる官物・雑事を進止している。しかるに頼田の司らは近年かの（『平氏』）出作と号して、東大寺役を勤めない。それで故権僧正（勝覚）が東大寺の別当の時に、頼田村分の所当官物を他の負田に割当して徴収しようとしたことがあった（^{B四}七五七）》。その時に頼田荘管理の前任者讃岐守入道（正盛）は事情を調査し、道理にまかせて長く封米の貢納を怠らないむねの請文を東大寺に提出した。しかるに貴下（『忠盛』）が管理するようになってからは、頼田村はまた

官物・雑事を怠り勤仕しないも同然の状態となっている。頼田村の近年六ヶ年の進済・未進を調べてみると、柚工の食料として四〇〇余石を要求しながら、六升米では七〇余石を未進しており、雑事も勤仕していない。東大寺から貢物を催促すると、頼田の司らは、頼田は六条院領に改められた以後、東大寺の負田であっても東大寺役を勤めていないし、住人も六条院領頼田荘の田堵を兼ねている、と答えるのが常である。非道もはなはだしい。頼田が東大寺領として雑事を勤めるようになってから三〇〇余年を経過している。六条院領の威勢をかさにきて、東大寺の寺役を勤めなくなったのは、わずかこの三〇〇年である。それもその田がもともと六条院領の公田であつて東大寺側が出作していた、というのではない。昔からの東大寺領である。ただ近年になって荘民らが理にそむいて東大寺に反抗しているだけのものである。このように不合理なものを先例とすることはできない。

柚工らが官物貢物に減納を適用し食料を要求するのはなぜかという点、傍例が多くあるように、その耕作する田が東大寺の負田であることが理由である。それゆゑに、官物

を減納し食料を要求する時は、かれらはその田を東大寺の負田であると主張するが、六条院領とは決して言わない。国司に対する時は東大寺の勢威をかさにきて対抗し、東大寺に対しては、六条院領の近辺にいる、と言うのは、「堺百姓」の議論とも言うべきものである。東大寺領の鞍田の耕地が六条院領鞍田荘の耕地を兼ねているので、東大寺領の田堵が六条院の雑事に召使われる、とのことであるが、それを理由にして東大寺役を妨害してはならない。これらの耕地は、東大寺の負田であるうえに、六条院から長宿直・日次雑菜などの田率が課せられているのであるが、田率を理由にして、かれらは東大寺役を果たすことをしぶるのである。もし鞍田の住人が東大寺領と六条院領双方の田堵を兼ねず、もっぱら東大寺領の田堵である、というならば、（六条院が）かれらを召使うというのは理由のないことである。（長宿直・日次雑菜などの）田率が定められていなくても、封田御荘代（＝東大寺の封米を負担する耕地）であるならば、（東大寺が）その田堵を雑事に召使うことを遠慮する必要はない。（封米・官物・雑事も弁じない、という）非例を鞍田が行なうようになったのは、鞍田前司藤七という武者の

時からである。このような非例を例と考えているのでは、自分（覚仁）が言う主旨も事情を知らないものの言と考えられるであろう。自分はそう思って貴下（＝忠盛）の時にってからこの事情をお伝えしたところ、鞍田荘民に対して封米を弁済せよ、との下文を三度も下していただいた。

前年の十二月のころにも、官物・雑事を勤めよ、との下文が出された。東大寺では現地に寺使を派遣してこの下文の実施に当たらせたと、住民は承知しなかった。穏やかならぬことである。改めて鞍田荘民に対して、道理にまかせ東大寺の負田の官物・雑事を東大寺に勤めるように命令するように、要望する。意味の取りにくいところも多いが、以上が覚仁書状の主旨である。

忠盛は、覚仁の書状に対して四月十六日に鞍田荘へ下文（B五・二）を出して、所当官物・雑事を東大寺へ勤仕することを命令し、依頼に答えた。鞍田荘民も、閏四月八日に解（B五・二）を東大寺に提出し、所当官物と所役を怠らないことを誓った。

覚仁が忠盛に送った書状（B五・二）でまず注意されることは、正盛も晩年になると、どちらかといえば、鞍田荘民を

制御する立場に回っていたことである。永長二年（一〇九七）の頼田荘立荘当時の正盛は隠岐守として受領の一步を踏み出したにすぎず、院の近臣のうちには数えられない存在であった。正盛は伊賀国の東大寺領を侵略しただけではなく、のちには大和国の東大寺領雑役免荘でも東大寺と衝突した^(B四・一四五三)。しかし正盛が源義親の追討に成功し、平氏の地位が政治的にも社会的にも高まってからは、東大寺ほどの大寺に対する行動は当然に慎重ならざるをえなかった。東大寺も当初は正盛を敵視したが、その行動が慎重になるにつれて、これを利用するほうに変わった。前記の、勝覚が正盛から請文を徴したことなどは、その現われである。正盛のあとを継いだ忠盛が、東大寺に対して正盛以上に慎重な態度をとったことは改めていうまでもない。東大寺が頼田において平家と争うことをやめ、その既得権を承認する代りに、東大寺の既得権の尊重を平家側に要求したのは、平家の立場の微妙な変化に気づいたからであろう。覚仁が書状で忠盛に要望したことの眼目は、ここにあった。

東大寺と平家の妥協は、このようにして一応成立したが、それによって苦境に立たされたのは頼田荘の荘民である。

かれらが平家に所属することによって東大寺の支配から離脱するのに踏み切った動機は、繰り返し主張したように、それによって国司・東大寺の両者に所属して重い負担を負わされることから免れようとしたことにある。かれらとしては、平家・東大寺・国司の三者が三つどもえをなして抗争することを最も深く期待した。それが東大寺と平家の提携に終わったのでは、頼田荘の荘民の得るところはなにもなくなるわけである。かれらとしては、忠盛の命令によって負田所当の官物と所役を勤仕する請文^(B五・二三三五)を東大寺に提出したが、それは表面だけであって、これを忠実に守る意志は少しもなかった。忠盛は、その後も長承二年（一一三三）九月七日の下文^(B五・二三八五)・保延三年（一一三七）十月十二日の下文^(B五・二三七七)・同五年三月廿三日の下文^(B五・二四〇七・二四一八)などをもって、頼田荘民が東大寺に反抗することを制止した。注目されることは、反抗の中心となるものに珍豪法印など僧官を持つものがあり^(B五・二三七七)、国司と東大寺が争っている丸柱村に平家所属の武士と推定される家実が加わって東大寺の所役の妨げをしたことである^(B五・二四〇七・二四一八)。平家の都落ちのあと、東大寺が主張したところによると、荘民が

このような反抗を続けたのは、背後に家貞という、忠盛の沙汰人がいて扇動したからである、という（B八・四、一四）。平家の頼田莊民掌握力に期待して頼田村の平家の既得権を認めた東大寺としては、このような事態は不満でたまらないことであつた。東大寺の伊賀国の寺領に対する方針がまもなく大きく旋回したのは、平家との妥協が無収獲に終つたことによって促進された、と考へべきである。

一〇

長承年間（一一三二～五）の南伊賀の東大寺領で注目されることは、父藤原保房から箭川・中村の私領主権を相続した藤原中子が東南院主覺樹と協議して院領大和国大神莊と中村とを交換したことである（B五・二、二六〇）。中子の兄弟である源祐も、その保有する箭川・中村の公驗を覺樹に譲与した（B五・二、二六二）。東大寺は箭川・中村に領家権を持つており、莊民に雜事・雜役を賦課していたが、この時から寺内の一院である東南院がその支配する耕地に加地子を徴収することになった。私領主と領家との事実上の合一は、それぞれの権利の内容において特に異なつたものを生じなかつたであ

ろうが、従来の私領主が国司と領家から地位を保証されたことによつてその権利を行使しえたのに比して、莊民に対して安定した支配権を及ぼしうることになったことが大きな相違であつた。東南院ではまず長承二年（一一三三）正月十七日の東大寺政所下文（B五・二、二六一）によつてその私領主権が認められたあと、源憲明について伊賀国司となつた中宮権大進兼大藤原光房の同二年六月廿六日の庁宣（B五・二、二七九）によつて同じく加地子徴収権の承認を受けた。東南院はそのあと、名張郡の箭川・龍口山・中村・夏見所在の院領田畠の檢注を行ない、田畠それぞれについて、黒田莊出作と公民作を區別して、その面積を確かめた（B五・二、二八二）。それによると、莊民出作の田は一五八町三三〇歩（夏見では本領四町七段三〇〇歩を含む）、畠は六四町一段三〇〇歩であるのに対して、公民の耕作する田は三七町九段三〇〇歩、畠は五九町四段九〇歩と、畠地の比率の多いのが注目される。出作は東大寺が以前から所領としてゐる分である。それに対して公民作の田畠がこの時に覺樹の所領となつたもので、その意味で「新莊」といわれた。新立の新莊に対しては翌三年七月に名別の檢注帳が作製された（B五・二、三〇三）。

箭川・中村・夏見において領家と私領主が事実上合一し、莊園領主の支配力を強化したのに対して、国司・郡司らはそれに対抗する意味から東大寺の支配力を抑圧することに努めた。中村の東南院領有にまず最初に反対したのは、名張郡司・大郡近国である。かれは保房の私領主としての権利を全面的に否認し、その子女らが箭川・中村の私領権を東南院に寄進したことに異議を申立てた^(B五・二)。この争いには、東南院門主・覺樹の姉妹の師子を室としている前太政大臣で前関白の藤原忠実が干与した^⑤。忠実は、東南院使藤井友国が解^(B五・二)をもって事情を報告したのに基づいて、係争を裁定した。友国の解には大略次のことがしるされてあった。《箭川・中村は、四至を明記した心徳元年（一〇八四）三月廿二日の官宣旨^(B四・一)によって保房の私領主権が確認されている。保房の領有に対しては妨害もたびたびなされたが、その権利は否認されることなく、保房の女子の中子らに譲与され、長承二年（一一三三）の正月から東南院領となった。箭川・中村の耕地は元来、東大寺の雑役免田であるが、その中には定公田・畠が四十町歩も混在している。近国がにわかに謀計をたくらんで、在庁官人の目代と組

んで東南院が私領主権を行使するのを妨げているが、宣旨・陽明門院庁下文^(B四・二)・国司庁宣などが明白であり、当任・光房の免判^(B五・二)もあるので、近国らの主張には理が認められない。近国らは、保房が箭川・中村を領有したことはない、と主張しているが、それが虚偽であることを立証するために、多数現存する近国らの保房・領田・畠の請作の請文を提出する》。

摂関家の政所では、上記の友国の解に基づいて、長承二年（一一三三）十二月十七日に下文^(B五・二)をもって箭川・中村の在郡司である近国に対して、その所為がはなはだ不当であること、政所から使を現地に派遣して、所当の加地子を催徴させることを通告した。しかしその後も東南院の私領主権行使に対する郡司側の妨害はやまず、摂関家の政所は翌三年十月にも下文^(B五・二)をもって、国司が箭川・中村に対して使者を入部させ作田を刈取することを禁止した。国郡司が摂関家政所の下文に対してどのように措置したか、史料がなくて不明であるが、衰えたとはいえ、摂関家の正面からの制止に対しては、その態度を改めざるをえなかったであろう。数年後の保延六年（一一四〇）になると、国司

は光房から為量に代っており、東大寺の加納公田を停廢するとの宣旨を得たが^(B六・二)、留守所は名張郡收納所に対し十一月十一日の下文^(B五・二)をもつて、黒田莊出作百姓の申状を聞きいれて官物として段別二斗を徵納すべきことを命令した。留守所がなにゆゑ単独でこのような措置に出たかは疑問であつて、のちに伊賀国目代利宗と覚仁の間で争ひの題目の一つとなつた。

伊賀国司は康治三年（一一四四）正月廿四日をもつて守が交替し、為量に代つて藤原信経が任ぜられた^(B六・二)。信経は就任早々、在京の雜掌を呼んで東大寺が鑒瀬・真木山・丸柱の三村で公田三〇〇余町歩・公民一〇〇余家を押領していること、興福寺西金堂衆が与野村の公田三〇〇余町歩を押領していることを知り、直ちに奏状^(B六・二)をもつてその停止を要望したが、太政官は天養元年（一一四四）三月廿六日の官符^(B六・二)でこれを認めた。

伊賀国司はまた鳥羽上皇の院領伊賀国莊園に対しても、出作の抑制に努めた。東大・興福阿寺が公田を押領するのを制止した前記官符が発せられてから半年後の九月に在庁官人は解^(B六・二)をもつて鳥羽上皇の院庁に対し院領伊賀

國莊園の國司反抗について訴えた。その第一は五つの莊園の莊司らが檢田に反抗すること、第二は、莊民らが公田に出作して所当官物を弁済しないこと。第三は、旧在庁官人の平元國が莊官として國務に従わないこと。以上の三ヶ条がそのおもな内容であつた。院庁では在庁官人の解状を莊家に下して回答を求め、双方を勘案して裁定の結果を十月廿日付の院庁下文^(B六・二)をもつて莊司らに通告した。それによると、在庁官人と莊司との間で争われている問題は、

莊司らが國檢田を拒否したことといひ、在庁官人が負名を收納所に召寄せて官物の進未を吟味したことといひ、莊外に居住する公田の作人が院領の出作と稱することといひ、いづれも東大寺領について在庁官人と東大寺側が長いことしのぎを削つた問題と、全く同一内容のものである。今は時めく上皇の所領も落日の歎きをかこっている東大寺領も、その点で相違はなかつた。従來の研究がこの「伊賀國五箇御庄」をもつて東大寺領と考えたのも無理からぬことであつた。中村博士は、この「五箇御庄」を玉滝・湯船・輛田・真木山・内保の五莊をさしたものととして論を進められ^(A七六・九〇・四)、石母田氏も、この院庁下文によつて、國司

の従来の主張はほぼ全面的に貫徹し、伊賀国の東大寺領は存続の危機に立った、としている（D^{一八〇}）。しかしこの「五箇御庄」が東大寺領でなく「院御庄」にはかならないことは、在庁官人の解を受取った院庁が直接に莊家に照会し、その回答のみに基づいて院庁が紛争を裁定し、領家としての東大寺の意向を全然聴取していないことから明らかである。院領莊園の例によって東大寺莊民出作公田の段別率法を定めた久安四年（一一四八）十月廿九日の官宣旨（B^{六・二}）が引用する、院庁下文は疑いもなく、この下文（B^{六・二}）をさしたものである。この宣旨は、信経が新任直後、院領莊園が国司に反抗して官物を納めないもので、それを院庁に訴え、段別現米三斗の官物を弁済せよ、との院庁下文を得たことを根拠として、懸案の東大寺莊民出作公田の段別率法を三斗と定めることを要望し、この時に許可されたものである。この院庁下文が（B^{六・二}）にはかならないことは、兩者の主旨が一致することと、天養元年（一一四四）十月廿日の鳥羽院庁下文（B^{六・二}）と久安四年（一一四八）十月廿九日の官宣旨（B^{六・二}）が一括して保存伝領されていることによっても確実である。

伊賀国の「五箇御庄」の鳥羽院領の莊家申状（B^{六・二}）で注目されるのは、莊外の公領に居住し公田を請作する百姓が院御莊の出作と号する、と在庁官人が非難したのに対して、作人が莊の四至外に居住していても、その作人が莊民であるならば、その作田は莊民の領田である、と莊官が申立てていることである。これは前に論じた莊負田についての伊賀国郡の裁定の慣例の第二段と一致するものである。公領であっても莊民が買傳すると莊負田であるのが、莊負田が莊民領田と変っているだけである。さきに弁じたことによっても明らかのように、東大寺のいう、莊民の買傳した公領が直ちに莊負田になるというのは、容易に理解できないが、莊民の領田になるというなら、さして問題はないと考えられる。その理由は次のとおりである。莊民の領田ならば耕作権が主体であり、既に公領を支配する国司によつてそれが既に認められている以上、それを莊民が買得することも認められたであろう、と考えられるからである。慣例となっている伊賀国郡の裁定もこのような内容ではなかったろうか。それにしても、「五箇御庄」が鳥羽院領であることが確定したために、東大寺陳状（B^{五・二}）が「往古

自りの国郡の裁定」と言ったのは、紛れもない事実を言ったものであることが、ほかの史料によっても裏づけられたことになる。その点でも、伊賀国「五箇御庄」が東大寺領でないことが確認されたことの意義は大きい。

伊賀守信経は鳥羽院領莊園の出作抑制の下文を得るのに成功すると、翌天養二年（一一四五）正月九日には解^{（五六・三）}をもつて太政官に対して、次のように訴えた。《黒田莊と玉滝仙が公田を押作して東大寺の封戸を募るのに対して国司はこれを制止することができない。封米三六〇石に充当した残りの官物六〇〇余石は出作の莊民が国司に納むべきものであるが、かれらはこれを抑留して国司に渡さない。国司側で催促すると、かれらは東大寺大衆の下文がある、と称して、僧兵らを招き寄せ乱暴をする。国司としては、出作の官物は沙汰人らをつけて官使をもつて催責するようにすることを要望する》。それに対して太政官では正月十七日の宣旨^{（五六・二）}をもつてこれを許可した。

国司信経の言い分で注目されるのは、黒田莊と玉滝莊が東大寺大衆の下文があると主張して、僧兵を招き寄せ、乱暴をした、ということである。なにぶんにも史料が国司側

のものだけなので、どこまで事実を伝えているかは考慮を要する問題である。しかし前にも注意したように、黒田莊でも、東大寺・国司双方の支配を拒否しようとする莊民の動きがすでに現われており、周辺の公民でも、黒田莊の莊民の因縁・所従と号して、国役を暴力で免かれようとするものもあつた。東大寺は国司に牒^{（五六・二）}を送つて、その点について国司の注意を喚起したことがあつた。それらのことを考慮すると、この場合も僧兵を招き寄せたのは、たとい大衆の下文があり、覚仁らが参画していたとしても、実際にこのことを企画し実行に移した中心は、莊民やそれに従う公民らであつた、としておそらく誤りないであろう。

玉滝・黒田両莊の研究で最も重大な課題は、「堺百姓」といわれ、悪僧を招き寄せても国司へ反抗しようとした、強剛な莊民・仙工の本態がいかなるものであるかを究明することである。ところが従来の研究ではその必要が意識されないで、代つて覚仁の活躍が注目されている。それは失当とは言いえないにしても、覚仁の活動をあまりに高く評価するのは、その反面に右に指摘した重要な事実を見落す危険なしとしない。意欲たくましい両莊の莊民・仙工の本態

を明らかにする前に、覚仁の評価の基礎の一つになっている、伊賀国目代中原利宗との問注について述べることにする。

覚仁と伊賀国目代中原利宗の問注は、久安五年（一一四九）に撰閥家政所で行なわれた。そのきっかけは、前年の十月に国司信経が解（B六・二）をもって東大寺荘民が作出している公田官物の段別率法を鳥羽院領荘園の例によって定めること、黒田・玉滝両荘の作出公田四三六町歩に対して、官使・国使・寺家使の三者の立合で検注することを太政官に要望したことにある。東大寺ではそれより早く二月ごろから伊賀国（B六・二）を始め諸国の封米を問題にしているが（B六・二）、覚仁がいずれも注文を作っているのが注目される。太政官は十月廿九日の宣旨（B六・二）で国司の所当官物率法・検注についてのさきの要望を許可したが、東大寺がそれに強く反対したのは、言うまでもない。撰閥家政所での覚仁対利宗の問注は、このようにして開かれた。

撰閥家は東南院主覚樹が箭川・中村を伝領した時から黒田・玉滝両荘の紛争に多く関係するようになったが、のちの史料によると、久安元年（一一四五）以後、伊賀国は関白

忠通の分国となった。^⑨撰閥家の政所で利宗と覚仁の問注が行なわれたのは、それに基づいたのである。伊賀国が撰閥家の知行国であるだけに、裁定する政所の所司が目代利宗を陰に陽にかばい、問注を国司に有利に進展させたことは、言うまでもない。

両者の問注は五月六日（B六・二）と六月十三日（B六・二）の二度行なわれ、形のごとく問注記が作製された。その詳細については、中村博士が逐条的に説明しておられるが（A七八・八）、博士も断わっておられるように、この問注記には脱落があつて、それを復原しないと、問注の全容は明らかにならない。竹内博士の『平安遺文』もその点ではなにもしていない。よつて原本を調査した結果による復原に基づいて、次に問注のあらましを記することにする。

第一回の問注は、東大寺荘園が段別三斗の官物を一斗減じて二斗を国司に納めることについて、利宗は院領荘園を例として段別三斗を弁済すべきである、と主張し、覚仁は、官物弁済は国中同一ではなく、東大寺の加納公田と伊勢太神宮神戸作出田は五〇〇年来段別二斗を弁済してきた、新立の鳥羽院領荘園をもって、昔からの寺領荘園の例にする

のはなにゆえか、と反論したことから始まった。問注はそのあと、双方の論拠の吟味に移ったが、利宗は覚仁の主張に反論し、《東大寺が二斗米の証文として重視する永久二年(一一二四)の宣旨(B五・一)は、問題の斗代の沙汰を載せていない。ただ伊勢太神宮造替の役夫工作料米を免除することを定めただけである。》と述べたが、そのあとの答弁は文書が後欠なために不明である。しかしこの後欠の部分に『平安遺文』の第二六六七号文書であることは、文意からも、筆致の吟味からも明白である。第二六六四号と二六六七号をつなぐと、利宗は前記の反論に続いて次のように主張したことになる。《覚仁は永久二年(一一二四)五月廿八日の行造東大寺事所下文(B五・一)の本文を引用して二斗米の証文とするが、この下文は、大仏殿を修造する間、莊民が逃散しないように、国司の非法を停止し二斗米のことを太政官で調査することを下知した、私的なものであり、宣旨でも官符でもないから、二斗米の証文とすることはできない。覚仁が論拠にあげた天治二年(一一二五)の検田帳(B五・二)も国司・目代の判がないから、証文としての資格に欠けている。》

撰閑家の政所からは、紀親元・中原貞清・紀則盛・惟宗忠行・安倍成親・同親兼が問注に出席して、利宗・覚仁の論難を仲介したが、利宗のこの反論に対して次のように発言したのが注目される。《覚仁の主張する二斗米の証文に対して利宗が疑難を述べているのには理由が認められる。官物を弁済しないで年を経ているのは、莊家の怠慢である。保安二年(一一二二)七月三日の宣旨(B六・二)によると、東大寺領莊園の加納田の率法は公田に准すべきことは明らかである。官物の弁済をしぶつた例をもって二斗米の例にするのは、政治の途としてよろしくない。その子細を確かに証文をもつて事情を説明せよ。政所の所司らが利宗の主張を支持して、覚仁に詰問しようとしていたことは明らかである。》

覚仁は、それに対して弁明に努めるとともに、黒田莊の加納田は、寺領仙内の治田であって、莊民がこれを開発したので段別二斗の官物を弁済しているのであり、定公田に准じて取扱うべきものではない、と新しい問題を提出した。治田は玉滝莊関係の文書(B三・七)・(B三・一〇)・(B四・一)などに早く見えており莊民の開発田として租米すら免除されている。

定公田に准すべきでないことは覚仁の言うとおりであるが、黒田荘の加納田がすべて治田である、というのは、事実を曲げた主張である。利宗が強くこれに反対して、証文の提出を要求したのは当然であつた。利宗の発言で注意されるのは、懸案の三斗米について、次の新しい提案をしたことである。《三斗の官物のうち、現米二斗については東大寺側も認めているのであるから、問題はない。残りの一斗は、現米のほかに出作者が軽物すなわち絹をもつて納めることになつてゐる准米四斗二升三合について東大寺が反対してゐるから、この准米の徴収を廃止し、そのかわりに現米一斗を徴収する》。利宗のこの新提案は二斗対三斗と鋭く対立してゐる両者の折衷案として考慮に値するものであつた。しかし覚仁は、東大寺が准米を納めないのは、この四五代の国司が徴収しないから納めないだけであつて、伊賀一国全般に准米を課する時は納める、と言つて、利宗の提案を拒否した。

政所の所司らは、東大寺領荘園の加納田が東大寺の主張する段別現米二斗・准米四斗二升三合の率法をもつて計算しても、官物を多く未進してゐる、との利宗の訴えを取り

上げ、それが事実ならば、荘園側の所行は穩便でない、東大寺で認める官物を完済し精算を進むべきである、として、覚仁を詰問した。覚仁は、それに対して、《准米の未進は徴収がないためである。二斗米に未進があれば、それは荘民の怠慢であつて、寺家の知らないことである》と抗弁した。

利宗の主張によると、久安三年（一一四七）の東大寺領の官物未進は七〇〇余石にのぼるが、その内訳は、三斗米を二斗に減納したことによるもの四三六石（利宗は加納田四三六町歩を主張し、覚仁は三〇〇町歩という）、柄田村の未進九〇余石、築瀬・薦生などの未進九〇石三斗八升、鹿高脇などの未進六石八斗、丸柱村の開発田七町歩段別五斗所当米三五石で、計六五〇石一斗八升になる、という。それに対する覚仁の答弁で注目されるのは《玉滝柚内五箇村にある田五〇余町歩は加納田ではないから官物の二斗米を納めない。丸柱村の五町歩は段別一斗四升の封米七石八斗を納めるだけでよく、平民公田に准じて段別五斗の官物を課するのは不当である。年々の精算は荘官が持参して進覧する。》と主張していることである。玉滝荘民が開発した治

田の面積が五〇余町歩であるというのは、玉滝仙の東大寺寄進が認められた当初、国司から開発を許可され正税稻を免除された田の面積が五〇町歩であったことを考慮しての発言であろう。丸柱保の開発田は段別一斗四升の封米を負担するだけで、平民公田のように段別五斗の官物を納めなくてもよい、というのは、元慶年中（八七七〜八五）開発という湯船莊（^{B三・一}_{四五}）の主張と一致する。覚仁は莊官については、国司の影響力の大きいことをさらに強調して次のように言った。《玉滝・黒田莊などの公文・下司は郷司か公民である。東大寺からかれらに對して精算を持つて上京するように下知したのであるが、国司を恐れて承知しなかった。しかし重ねて召したので、今明日のうちに参るであらう》。覚仁のこの発言は、伊賀国の院御莊の莊官平元国もと在庁官人であった事実（^{B六・一}_{五四}）によって、事実上妥當していたことが裏づけられる。莊園の支配組織が当初から律令制的支配体制に依拠したことは著しい事実であるが、莊園公領が激しく争うようになった十二世紀の中ごろになっても、独自の支配組織を持たない莊園は多かった。玉滝莊でも郷司・公民を用いていた。他は推して知るべきである。

莊園經營の弱点はそこにあった。

覚仁はまた、国検田を拒否している、という利宗の非難に對しても、次のように答えた。《国司と東大寺で数字が一致しない田数については、国検田を請けその田文によつて官物を沙汰することに異論はない。現任の守信経が就任してからも、宗広が国務を沙汰していた時は、検田や利田を行なつて田数を決定した。利宗が目代になつてからも、検注しようとの話はあつたが、東大寺側としては執行が苛酷になることを恐れて、断つたのである。清廉の使節を派遣するならば、検注に反對しない。官物の未進が多いのは、徴収の際に官人が減免するからであつて、先例によつて徴収すれば、多くの未進はないはずである》。この覚仁の発言に對して、利宗は五年以前の宗広の目代の時も東大寺が検注を拒否し、五ヶ年の間一度も精算状を提出しなかつたことを指摘したが、検注には清廉の使節を派遣することゝを約した。このようにして両者の間に合意が成立して検注を実施することになった。その結果については、改めてのちに再び論ずる予定である。

利宗と覚仁の對問は、そのあと、丸柱村の開発田につい

て行なわれた。利宗はさきに、平民公田と同じく段別五斗の官物を負担すべきことを主張、それに対して覚仁が、加納田に准じて段別一斗四升の封米を負担するだけでよいと主張したことは前述した。覚仁はさらに次のように論じた。《丸柱保は玉滝荘と同じく聖武天皇が東大寺に勅施入した地であつて、他領は全然存しない。永久四年（一一一六）には近江国信楽柚のことで争論が発生したが、撰閔家から家司が派遣され、双方が対決したところ、東大寺に勝訴の判定があつた。伊賀国司のうちにもその保に妨げをしたものがあつたが、いずれも敗訴した。ことに保延三年（一一三七）には現在の左少弁光房が国司の時に国人家真を派遣して国領としようとしたが、東大寺から奏聞して宣旨によって停止された。しかるに利宗の時になって、丸柱保を廃止して国領にしたのは、もつてのほかのことである》。

覚仁の以上のような主張に対して、利宗の言ひ分は、あらまし次のとおりであつた。《丸柱保田は、覚仁が主張するように、聖武天皇の勅施入ではない。天仁年中（一一〇八～一一〇）のころ覚仁の師嚴慶が別符を申し立てて開発した田地である。永久年間（一一一三～一一二〇）家俊が伊賀守とし

て在任の時に、雜事を課したところ、住人は国役免除を条件として、段別五斗の官物を一色に弁進するむねの請文を進めた。最近になって東大寺領として官物の貢納をのがれようとしたので、長承三年（一一三四）六月三日の宣旨^⑤によつて、東大寺の妨げを停止して以前のように国領とすることに決定したのである。丸柱保が国領であることは、久安四年（一一四八）十二月廿二日の東大寺領輒田荘百姓申文（^{B六六・三}六六六）によつても明らかである。百姓らの言ひ分によると、丸柱は新立所であつて、なにゆゑにこの村を東大寺の封戸内と言いたてるのか、とのことである。覚仁が提出している昌泰以後の官符は丸柱保田関係の証文ではない。なんとすれば保田は天仁以後に開発されているからである。玉滝柚と信楽柚との材木争論関係の証驗も、今度の争論には役にたたない。玉滝柚が寺領に属することについては国司として異論がないからである。問題は丸柱村の開発田であつて、それが国領であることは、保民の請文によつて明白である》。

利宗の以上の答弁に対して、覚仁の反論は、次のとおりであつた。《丸柱村は玉滝柚の中心にあり、この柚は東大

寺に勅施入せられているから、その内部の開発田も当然寺領である。覺仁はこの立場に立って丸柱保をめぐる最近の争論の経過を述べたあと、次のことを強調した。《信経が守に就任した当初、この保を国領にする動きはあったが、東大寺が抗議したので、目代の宗広は、文書の理非を判断する間、丸柱保の開発田は加納田に准じて東大寺封戸に便補する、との下文を出した。東大寺はそれでも不満であったのに、利宗が丸柱保を停廃せよと言上したのは、言語道断のことである。国司が提出した代々の宣旨は、守に新任された時に申請するものであって、それによって寺領が事実停廃されたことはない。作人の請文ならば寺家にもある国領においても、国司からきびしい催促を受けた時は、その場の責めをのがれるために請文を提出することがある。そのような請文は証文となりえない。覺仁の反論は、利宗の主張する、丸柱保は天仁のころ覺仁の師の嚴慶が設立した別符であるという言い分を論破しないことが弱点であった。利宗は天喜の国司小野守経が主張したと同じく、仙山は当然東大寺領であるが、仙山内外の耕地は国司の支配に属する、という見地に立って、丸柱保田が寺領であること

を否認したのである。これまでの伊賀国司対東大寺の訴論で東大寺が優勢を占めたことが多かったのは、証驗として提出する文書が豊富であって相手方や審問の官人を幻惑させたことが強く影響した。利宗がこの問注で相手の覺仁を押したのは、摂関家政所官人の後援が強かったことにもよるが、従来の在庁官人のように、文書の古さや多いことによつて、とまどわないだけの準備ができており、多岐に問題を展開したことが、あずかって力があつた。

利宗は覺仁の論難を冷静に受けとめ《東大寺領の本免二五町歩以外の加納田は、公田の率法に准じて段別三斗の官物を納むべし、それに反抗するものは部内を追却せよ。》との保安二年（一二二）七月三日の宣旨（六六・二）があることを繰返し強調したあと次のように言つた。《年来の加納田であつても、停止になれば国司の支配に属する。いわんや明白な公田を加納田に押入れたのであるから、公田に准じて官物を徴収することに対して訴えなどはない。》

利宗のこの論難に続いて、政所の所司らが覺仁に次のように質問したのが注意される。《丸柱保の作人の永久四年（一二一六）の請文（六六・二）によると、この保田は新しく開

發された田のようである。もし事実この保田が玉滝莊本免田二五町歩のうちに含まれているなら、なぜ寺家が和議して東大寺封田のうちに加えたりしたのか。本免田は官物も免除されているからである。丸柱保田が国領であるのは否定しえないようである。丸柱保の五町歩の開発田が本免田二五町歩のうちに含まれないことは、東大寺側でも、封米を徴収することになっているのであるから、当然認めていたはずである。しかしそれを公言することは、この場合、利宗の論難に屈したことになるのは明白であった。覚仁は、

玉滝柚が東大寺領であるならば、その内の丸柱保の開発田は当然の寺領である、との立場を固執し、開発田についての証文の提出を約し、利宗が繰り返し引用する保安の宣言は黒田莊斗代に関するものであり、玉滝莊に関するものではない、と弁ずるなど、大いに努めた。師の嚴慶が国司家俊と協議して別符を設立した、という利宗の言い分についても、嚴慶が丸柱保を領有したことは一日もない、と否認したが、その語気には迫力が感じられない。結局のところ、覚仁は丸柱保が官省符の地であることを主張し、寺領であることは、実地検証によって明らかにする、と答弁したに

とどまつた。このようにして東大寺は玉滝莊の実検を認めざるをえなくなった。

覚仁を苦境に追い込んだ利宗は、最後に黒田莊には、宣言によって認められた本免田二五町歩はあるが、玉滝莊は本免田を認めれたことがなく、所当の官物をもって封米に便補するだけであり、寺家も数代にわたってこの事実を認めている、と発言して、東大寺に追い打ちをかけた。第一回の問注は、明らかに利宗が勝利を占めた。

第二回の問注は六月十三日に行なわれた。前回の問注では審問の政所所司らの利宗支援があまりにも露骨であったので、東大寺側が憤慨し、それをなだめるために第二回の問注が行なわれたのである(六六八)。その際に作られた問注記には欠失がなく、中村博士の説明(八八三)が要を得ているので、詳しく紹介するのを省略する。問注の主題となった事實は第一回と同一であり、双方の論難も前と大同小異であった。

覚仁の発言で注目されるのは、玉滝莊居住の二〇〇人の柚工が段別二斗の現米を官物として納め、残りの一斗の「余潤」を「依怙」(「たより」として、東大寺修理用の材

木を進めているとして、「茲に因て東大寺は鐸音絶えざる之由、世以て伝え申す所也。」と述べたことである。余潤の一斗をもつて修理用材を備進する、との主張は、この文書に始めて見えるものである。しかしもつと注目されるのは、その修理用材の備進によって東大寺には鐸音が絶えない、と世間で言っている、としていえることである。前に史料をあげて明らかにしたように、康平三年（一〇六〇）の興福寺焼失以後、東大寺は伽藍の修理をも一時中止し、天永二年（一一二一）に大仏殿の修理工事が具体化するまでは、鐸音が絶えない、という事態はありえなかった。したがってこの「世以て伝え申す所」は、当然天永二年（一一二一）以後のもでなければならぬ。

周知のように『大鏡』第二巻の実頼の条には、孫の実資の時の事実として「このをの宮をあけくれつくらせ給こと、日にたくみの七八人たゆることなし。よの中にてをのゝをとする所は、東大寺とこの宮とこそははべるなれ」（『日本古典文学大系』本九〇ページ）と書かれている。実資が活躍したのは、永承元年（一一四六）以前であるから、その当時に東大寺と小野宮家は鐸音が絶えないことで有名であり、それが『大鏡』

著作の時まで言い伝えられた、ということもありうる。しかし考えようによつては、天永二年（一一二一）以後四〇年近くにわたつて続けられた東大寺伽藍修理工事が、「東大寺は鐸音絶え不」のうわさを生み、それが『大鏡』を執筆中の著者の耳に入り、実資の生存時代までさかのぼる事実として、本文の記事のなかに書きこまれた、ということもありうる。

松村博司氏の書いた『大鏡』の解説によると、『大鏡』の著者・著年時については、諸説があつて今のところ確定していない（『日本古典文学大系』本九一―四ページ）。錯雑した論争に終止符を打つ決め手が発見されない以上、諸説の存することを容認するのはやむをえないが、もしわたくしが右に述べた仮定が事実であるとする、と、『大鏡』の完成は天永二年（一一二一）

以後でなければならぬことになる。次に『大鏡』の著者が東大寺と親しい関係を持つものである可能性が多くなる。今までに発表されている説で、この条件にかなうものはいくつかあるが、わたくしにとつて興味あるのは、平田俊春氏の中院雅定元永二年（一一一九）初稿本成稿説である。

雅定ならばそのおじに東大寺東南院門主覺樹がいる。覺樹

ならば、伊賀国の黒田柚などから備進する用材によつて東大寺伽藍修理が長期にわたつて継続されていることを熟知している。したがつてそれを雅定に伝えて、問題の文を作らせた、ということはある。また、『大鏡』の流布によつて、世間では鐸の音が絶えない東大寺のことをうわさしていることを覚仁に教えることもできたはずである。そのいづれにもせよ、著者や著作年時が未決定の『大鏡』の本文と一致する記事を当時の文書に見いだすのは、めずらしいことである。ことにそれを言い出したのが「悪僧」で有名な覚仁と言うのに興味を覚えたので、論文の題目に直接関係ないことであるが、一言した。^④

中村博士は(A四四四)で利宗と覚仁の間注は国司側の不利に終つたであらう、と言われ、石母田氏も(B一七二)で全体として寺家に有利に好転したごとくである、としたが、第一回の間注で劣勢にあつた覚仁は第二回の間注でもそれを回復するほどの活躍をしたとは言えない。その点で覚仁は東大寺を代表してその権利の正当性・合法性を明らかにすべき使命を十分に達成したとは評しがたい。間注の結果として下された摂関家政所の裁定は、久安五年(一一四九)六

月廿日の御教書(B六六三)をもつて「証文に任せて早く下知被れ候也。委旨は御使忠行を以つて遣し仰す所也」と東大寺側に伝えられたが、どのような裁定が実際に下つたかは史料がないので、明らかではない。しかし東大寺にとって有利なものではなかつたことだけは明らかである。懸案の検注も間注のあと、寺家使立合のもとに行なわれた(B六六三)。その結果、玉滝荘の見作田は一一町一八〇歩、その内治田は三〇町一段一八〇歩、出作田は八〇町九段であることが確かめられた。この数字はさきの間注で覚仁が玉滝村内五箇村の五〇余町は二斗代の官物をも納めるに及ばない、すなわち治田である、と言つたのと大きく食い違つている。国司は検注の結果明らかになつた数字を基にして、治田の所当は段別一斗四升三合として計算し、三〇町一段一八〇歩で四三石一斗一升四合五勺、出作田の所当は段別三斗で八〇町九段分で二四二石七斗、治田・出作田の双方を通算して、二八五石八斗一升四合五勺の数字を算出した。この所当の中から、玉滝荘が負担する封米一四一石四斗五升七合を控除すると、残りは一四四石三斗五升七合五勺となり、それは国司に弁済すべき官物の量である。間注に国司が優

勢を占めた余勢に乗じて強行した検注は、この数字が端的に示すように、東大寺に不利な事態を招き、北伊賀の東大寺支配を完全に危機に追い込んだ。その詳細については節を改めて論ずるが、柘植・川合両郷の東大寺の負田は、この時に多く停廃された（B六・二）。

間注で開発田の寺領・国領について激しく争われた丸柱保に対する摂関家政所の裁定は、寺家・国司双方の期待に反して、隣接の入道関白忠実所領近江国信楽荘に編入する、という意外のものであった（B六・二）。政所がこのような裁定を下した根拠は明らかでないが、間注の際の覚仁・利宗の応酬と政所官人の発言などから考えて、明確なものがあつたとは考えられない。おそらく永久四年（一一一六）の信楽柚との境相論を蒸し返したにすぎないであろう。すでに弱体を暴露している摂関家が横車を押したのに対して、東大寺が抗しえなかったことは、東大寺の実力もさしたるものでないことを思わせるものである。国司がこの政所の裁定に不満であつたのは当然であつて、丸柱保が近江国信楽荘内として官物を押取られ雑事を課されていることを久寿元・二年（一一五四・五）のころに太政官に訴え、保元元年

（一一五六）に国領であることが認められた（B六・二）。

間注後の東大寺勢力の弱化は、南伊賀の黒田莊周辺でも顕著であつた。守信経が就任直後に問題にした懸案の築瀬村の帰属（B六・二）も、北伊賀の形勢が国司に有利に展開したのを機会に、一挙に決定しようとし、太政官から停廃の宣旨を得て収公に踏み切つた（B六・二）。覚仁は黒田莊民らを督して築瀬村の稲五〇〇余束を刈取らせたが、国司はそれをもつて論旨にそむく行為として、久安五年（一一四九）九月六日に太政官に訴えた（B六・二）。官は十二日に東大寺に子細を言上せよ、と命令したが（B六・二）、東大寺がどのように答弁したかは史料がなくて不明である。しかし築瀬村はその後も引き続いて収公されたし、寺家の柚工四〇余人も停廃された。さらに他郷の出作一六町歩も築瀬村の負所であるとの理由で収公され、段別五斗の官物と雑事が賦課された（B六・二）。覚仁の指揮によるこの時期の東大寺側の反抗が、さして効果をあげなかったことは、以上の事実で明らかと言わなければならない。

目代利宗と覚仁との対問のあと引き続いて行なわれた寺領の檢注・収公によって東大寺は打撃を受けたが、その最大なものは、玉滝荘で檢注を機会に、私領主と作人・寄人が分裂し抗争するようになったことである。久安(五年(一一四九))に行なわれたと推定される檢注で特記すべきは、玉滝荘の治田・出作田の実体が明らかにされただけでなく、私領主が作人から段別六斗の加地子を徴収している事実まで国司側に握られてしまったことである(九_{六・二})。この私領主がさきに問題にした、東大寺から惡僧を招き寄せ国司に反抗しようとした莊民・柚工(五_{六・二})の中心的存在であったことは、おそらく異論のないことであろう。玉滝荘の柚工は早くから作手を置き私領主的性格を持っていたが、立莊後二〇〇年を経て、ここに明確にその性格を明らかにしたのである。周知のように私領主は国司・領家の承認を得て作人から段別一斗までの加地子を徴収できた。その慣例を玉滝荘の私領主が破って六斗も徴収したのは、東大寺の惡僧を招き寄せ国司の官物徴収を拒否するほどのたくま

しい意欲と力を持っていたことに負うところが多い。段別六斗の加地子というのは、おそらく、法定の一斗のほかに別符の所当官物が段別五斗(九_{五・八})であることを考慮して、決定されたものであろう。私領主らは、東大寺を通じて、その耕作する出作田は他の所領と異なる、と主張しながら、その下作人に対しては、別符なみの官物と法定の加地子を徴収していたのである。この表裏一致しない私領主の行為が檢注によって内外に暴露した。国司がそれをとがめたのは当然であるが、もっとも重大なことは下作人がそれを機会に、国司側について私領主に反抗の態勢を示し始めたことである。檢注が実施されるまで下作人が、私領主の表裏一致しない行為を知らなかった、ということはありえないであろう。それでありながら、いままで私領主に反抗しなかったのは、私領主の強大な実力に恐れをなしたからである。それが国司の檢注実施によって、さして恐るべきものでないことが明らかになった。下作人はそこで反抗の機会を捕えた。その意味で檢注は玉滝荘のあり方に意外に大きな影響を及ぼしたものと言いえよう。

下作人の最初の反抗は、私領主の違法行為に対して東大

寺に訴えることが限界であつて、多くのものは歎きながらも段別六斗の加地子を納め、それに耐えられないものだけが他所に逃散するにとどまつた（B六・二）。私領主と下作人との争いに直面した東大寺が、両者のいづれを支持したかという、従来も関係の深かつた私領主側であつた。東大寺は太政官に対して、検注の不当を申立て次のように言つた（B六・二）。

《玉滝莊の官物は封米に充当するにも不足であるのに、先度の検注は従来よりも耕作田数を多くつけ出している。そのために住人は落ち着かず、官物を納めない。改めて清廉な使節の派遣を申し請けて、重ねて実地を検注すべきである》。東大寺側がいつこの申立てをしたか、正確な時日は不明であるが、久安五年（一二四九）と推定される検注の直後であつたに相違ないであろう。東大寺は、下作人が私領主に反抗する糸口となつた検注の結果を不当とし、これを否認することによつて、私領主側を支持することになつたのである。下作人としては、東大寺と私領主双方の圧迫を受けて逃散する以外に反抗の手段のなかつたのは当然である。^⑧

久安五年（一二四九）の覚仁対利宗の問注のあと七年を経

て突発した保元の乱は、日本の政治史上に一つの時期を画した大事件であつたが、その影響は北伊賀の玉滝莊にも大きく及んで、莊内外の情勢はさらに激しく変化するようになった。中央の政治情勢の変化が遠方の玉滝莊にすぐ波及したのは、いろいろの原因があつた。周知のように、莊の一部をなす鞍田村は平家の所領でもあり、領家の平清盛がこの乱では勝者の旗頭であつた。鞍田莊の玉滝莊離脱がこの乱によつて決定的と考えられるようになったのは、改めて言うまでもないことであろう。しかし、鞍田莊以外にも中央と玉滝莊とを直接に結ぶものは多くあつた。そのうちでいままで閑却されているのは、さきに指摘した伊賀国が乱前から摂関家の分国であつた事実である。その摂関家も保元の乱では忠実・頼長と忠通の二派に分れて、抗争した。伊賀国は以前から忠実との関係が深かつたが、乱の前では忠通の分国となつていた。東大寺ことに覚仁は、摂関家政所の圧力によつて、利宗との対問では受け身に追い込まれ、検注の実施を認めざるをえなかつた。東大寺や覚仁らが摂関家に対して好感を持たなかつたことは想像されるが、複雑な状勢を呈した保元の乱の際の東大寺の態度は

明らかではない。覚仁の行動も不明である。東大寺僧のなかには、一時的にもせよ、崇徳上皇側に立つて行動した、との嫌疑を受けたものがあつたことから考えると、その去就には微妙なものがあつたことは、推定して誤りないであろう。しかも乱で勝利を占めたのは上皇側ではなく、後白河天皇側であつた。伊賀国も確實に忠通が支配することになった。乱後の国司の行動が乱前に比して著しく活発になったのは、おのずから察せられる。

しかも国司の立場をさらに有利にしたのは、藤原通憲が中心になつて行なわれた乱後の後白河天皇の新しい治政方針であつた。太政官は乱直後の閏九月十八日に発表した新制の宣旨で、久寿二年（一一五五）七月廿四日すなわち後白河天皇の即位以後の新立荘園の廃止をはじめとして、本免田以外の加納田の停止、神人・悪僧の乱行禁止を中心とする、新政策を明らかにした（『兵範記』保元元年・閏九月十八日）。この時の荘園整理については川上多助氏が早く論じられている。それで注目されることは、宣旨の公布後まもなく記録荘園券契所が延久の例にならつて設置されたことと、保元三年（一一五八）七月十三日の宣旨によつて春日社・興福寺の大和国所

領が檢注されるようになったいきさつを指摘していることである。川上氏の論はまことに手堅い行きとどいたものであつて、発表以後すでに四〇年近くなっているが、史料として多くを加えるを要しないのには感嘆させられる。新立荘園廃止の宣旨の公布から記録所の設置、さらに檢注の実施と太政官の方針が進展したのに対して、快哉を叫んだのは諸國の国司であつたに相違ない。通憲が中心になつて画策した保元の乱後の新制は国司の支持を目当てに立案決定された、と考へておそらく誤りないであろう。

さて玉滝荘であるが、中央の争乱の影響が直ちに波及して、柚住人はその年から領家東大寺の支配に服しなくなつた（^{B六・二}九四七）。その直接原因は下司の延真と住人との關係にあつたが（^{B六・二}九四七）、根本的なものとしては、右に指摘した国司側の勇みたった攻勢をあげるべきである。保元元年（一一五〇）十一月に在庁官人が太政官に提出した解（^{B六・二}八六〇）には、さきに紹介した新制に基づいて、東大寺領黒田荘の不法出作と湯船・玉滝の住民の乱行の停止を要求する、と明記されており、新制の公布が国司攻勢の契機となつたことは明らかである。東大寺は翌十二月に陳狀（^{B六・二}八六五）を提

出して在庁官人の主張を反論した。そのあらましについては、中村博士が紹介されているので（A九一）、ここでは重要な事実だけをあげることにしよう。

第一に指摘しなければならないことは、黒田荘では名張河の東岸の地域の出作が問題となり、双方ともに従前と同じ議論を繰り返したのにすぎないのに、玉滝荘の争いでは当初から両者ともに対立抗争の意気込みが強くあふれていたことである。在庁官人が解（B六〇）で玉滝荘を東大「寺領北仙出作字湯船・玉滝村」と呼んだところ、東大寺は、三綱等陳状（B六五）で、それに強く反対して「北仙の本拠は何辺哉。則ち此の村々也。争でか出作と称す可けん乎。」と述べた。東大寺がこのように、仙の名称ひとつにも神経質になったのには、それだけの理由があった。

まず当然考慮されることは、国司の攻勢に対して、下作人が直ちに反応し私領主に対抗の氣勢をあげたことである。事実、保元の乱がすんだ直後に伊勢太神宮から帰京することになった前斎宮喜子内親王の帰京雑事が伊勢・伊賀・大和・河内・摂津・山城などの所領莊園に課せられ（元元・十・九）、玉滝荘にもそれが割り当てられると（B六〇）、早くも荘内

の動揺が始まった。在庁官人は、莊民が雑事に反対して近隣の広隆寺領馬杉荘に逃げ込んで所役を勤めない、と訴えた（B六〇）。斎王帰京雑事を拒否した主体について、在庁

官人は単に百姓として特に私領主を指摘していない。東大寺側は陳状（B六五）で莊民の逃散と斎王帰京雑事拒否とは無関係なことを主張し、別な理由で秋以来莊民は不在であるとしている。翌二年二月に玉滝・湯船荘司から東大寺に提出された解（B七三）によると、莊民の逃散の原因は次のように説明されている。《玉滝荘などの東大寺領では、治田は段別一斗三升の租米を封米に便補し、それ以外の役は免除される先例となっている。それを知らない在庁が去年すなわち保元元年（一一五六）に公田の率法によって官物を段別三斗で計算し、封米に便補したあと、一〇〇余石を国司に納むべきである、として国使を入部させ責勘した。それが逃散の原因である。今年の正月になって下された東大寺政所の下文には、関白（忠実）の決定が出たから莊民は安心して所役を勤仕せよ、とあったので、莊民が帰住したところ、今月の上旬に国使がまた荘内に乱入した。莊司がその理由を聞きただしたところ、かれらは莊家に対して實際

に閨白家の決定が与えられているならば、一兩日の内にそれを明確にせよ、もしそれがなされない時は、法によって田を収公し作人を追捕する、と申した。莊民はそれによってまた逃散した。莊司としては、東大寺が閨白家に対して非法な官物徴収の停止と正直の使による検注の実施を要請することを要望する。

以上述べたことで明らかのように、この時まではまだ私領主対下作人の対立を表面から取り上げて国司と東大寺が論争するまでになっていなかった。それが始めて論じられるようになったのは、前記の玉滝・湯船莊司解が東大寺に提出されたあと二ヶ月して提出された在庁官人解からである。この解は写しも現存せず、その一部の抄出が、それに反論した東大寺三綱陳狀(八六・二)のなかに収められているだけである。それによると、この在庁官人の解は問題の私領主について、「件両村(湯船・玉滝)の領主等官物を徴納す」と述べたことが判明する。在庁官人は、私領主が下作人から官物を徴納する不法を非難し、それを根拠として玉滝莊の支配全体を攻撃した。

保元二年(一一五七)五月日に提出された東大寺三綱陳

狀(八六・二)はこの在庁官人の解に反論して、大要次のように述べている。《玉滝莊に割り当てられる封米は一四〇余石であるが、現在ではもっぱら玉滝・湯船両村にかけられている。この両村の田数は三〇余町歩であって、寺家が官物を徴納しているが、その率法は段別一斗四升三合であって、他に負田がないと、一四〇余石のうち八〇余石が弁済が不可能であり、封米の納入も欠怠している。東大寺側では、玉滝・湯船両村の三〇余町歩以外に出作は少しもないから、国司に対して一〇〇余石の官物を未進をしている、というのは、作りごとである。早く負田の負名を呼んで調査されたら真偽はすぐ判明する。在庁官人らが主張している領主らが官物を徴納しているというのは、国司から訴うべき筋合のことはない。この莊は官省符莊であるので官物の徴納は寺家が当たり私領主にはさせていない。私領主の得分はかねて申しているように段別一斗である。当寺は三論・華嚴の兩宗をあがめ、湯船村を三論宗の本院である東南院に、玉滝村を華嚴宗本院である尊勝院に附して、鎮護国家の祈りを行なっている。その東大寺がどうして法令にそむいたりするものか。在庁らはこれらの事実を知らな

いで、乱訴しているのである。在庁官人はまた、玉滝・湯船両村では治田のほかに八〇町九段^⑧も公田に出作しその所当官物は数百石になる、と訴えているが、それも事実に当たっていない。出作は少しもないのであるから、その分の所当官物などはありません。玉滝荘内の治田や荘領田は代々の検注で明らかになっている。保延六年（一二四〇）以前に伊賀守を退任した光房^⑨が国司に在任した当時にも在庁の訴によって寺家使と国使が共同に荘領の実検を行なったが、その時の注文によると、田数はわずかに三〇町歩あまりである。それだのになにゆえに急に一〇〇余町歩もあるなどと訴えるのか。たといまたかりに一〇〇余町歩の田があるとしても、玉滝荘に割り当てられている封米は一四〇余石である。封米は段別一斗四升の租米を立用すべきであるから、封米を課されるのが封田以外の他田までに及ぶ、ということはありえない。天平以来、当荘にはこのようなことはなかったのに、在庁官人らは私領主が誤ったことをしている、と考へて、このようなことを申し出たのであろう。頼田・丸柱の両村が収公されたのは、なにによつたのであるか。在庁官人らが寺領をないがしろにしない、というの

は、どこのことをいうのか。在庁官人は、当方がその不当を訴えるたびごとに、東大寺別当の去文がある、と主張するが、そのような事実はない。去文を召覧してほしい。在庁官人らは、官省符の寺領を倒しておきながら所当の官物を別に国司に納めよ、というのは、道理の面からも是認できない。かれらは、荘家に妨げをしたことがない、と申しているが、うそはなほだしい。もし国司の責勸がなかったら、何によつて住民が逃散し寺家が訴訟するのであろうか。在庁官人が寺領で「勸農」を行なったりすることもありえないはずである。国司が荘家の妨げをしていることは、以上のことで暗々裏に推測されるであろう。在庁官人らは、久安五年（一二四九）の覚仁と利宗が対問した時に国司側が勝訴して事件は落着いた、と言っているが、もつてのほかにことである。

以上の要略の紹介で明らかのように、東大寺側は在庁官人の主張を全面的に否認し、玉滝荘内には治田以外に出作田は少しもなく、私領主の得分は他の私領主と同じく段別一斗であつて、官物の徴納に関係していない、と言いはり、実地調査を強く要求した。しかしそれは国司側に対抗する

上にやむをえないと考えて主張したまでのことであって、確信あつてのこととは思われない。かれらが陳状のなかで、かりにでも一〇〇余町歩の田地の存在を認めて、その上での封米の計算をしているなどは、その現われである。久安五年（一二四九）の間注の直後に行なわれた検注の結果を、東大寺側としても否認しえなかつたのは、当然であろう。

東大寺側の劣勢は、保元二年（一一五七）に国司のいう北杣（『玉滝莊』）出作に、行造内裏事所から長橋廊五間に用いる材木以下の雑事（八六・二）が課されたのをはじめ、黒田莊・薦生・北杣の出作にも伊勢初斎宮野宮舎屋料材木（八六・二八）、行造内裏事所からはさらに長橋廊二間の用材（八六・二）が賦課された。東大寺の杣にこのような賦課は造興福寺役を免除されて以来、初めてのことであろう。東大寺側がその賦課を容易に受諾しなかつたことは確実であるが（八六・二八）、当時の情勢では最後まで拒否しえなかつたようである。保元三年（一二五八）九月十一日僧能恵申状（九四・八）によると、東大寺から造内裏・野宮等用材雑事の精算状が提出されており、材木の直法を定めたことについて寺内で論があらつたことが知られる。東大寺が修理職に対して材木を供進

したことは疑いない。

保元二年（一二五六）十月に伊賀国在庁官人から提出された解（九〇・九）は、自己の優勢を自覚して東大寺に対して高姿勢を示している。その大要は中村博士がすでに紹介されている（八九・五）。在庁官人は、利宗・覚仁の対問のあとに寺家使・国使立ち合いのもとに実施された検注で公田が多く検出されたことを主張し、寺家が改めて検注を希望するならば今明のうちに應ずると断言し、玉滝・湯船両村の百姓は一定の官物ならば弁済すると言っているが、沙汰人（『私領主』）がそれを押えて、訴訟をしているのである、と言いきっている。百姓と沙汰人の対立を強調しているのが特に注目される。

玉滝莊の検注は、東大寺の主張と国司の同意によって、保元二年（一二五七）の冬に寺家使・国使の立ち合いのもとに実施された（九一・二）。その結果は、久安五年（一二四九）の検田一一町一八〇歩に対して不作八町九段三〇〇歩を検出したのみで、見作一〇一町一八〇歩の田地の存在が確認された。東大寺はただちに検注の結果を否認する解状を提出したが、その案も写も現存せず、「当庄者官省符一円

之所也」の文言があつたこと、湯船莊頼田村の寛治以往の坪付を副進していたことだけが、それに反論した在庁官人解（B・六・二）に示るされている。検注の結果に対する異議の申立として迫力に乏しかったらしいことは、在庁官人らが逐条的に反論していないことから推測される。

東大寺側にとって保元二年（一一五七）の検注の影響の最大なもの、すでに兆候を示していた私領主と下作人との対立抗争が決定的になったことである。下作人は寄人と呼ばれる柚工が中心であつたが、東大寺が私領主に加担して検注の結果に異議を申立てると、寄人らは集まって次のとおり相談をした。《国司側の官物徴収催促は道理がある。それに対して私領主の非法は逐年はなはだしくなっている。寄人らの生活はそれによつて安定しにくくなつてきたところ、保元二年（一一五七）からは、東大寺所司で南京の悪僧として評判の覚仁が預所に補任されたといつて、自分で莊に下向したり代官を派遣して長時不斷に種々の非法を行なっている。この上は他境に逃げたほうがよい》。よつて保元三年（一一五八）正月晦日前後に七〇余人の柚工が逃散した（B・六・二）。それによつて形勢がますます有利になつた国

司側は三月一日前後に次の主旨の庁宣を寄人らに送つた。

《私領主の非法を停止させ、官物は封米に充當した残りは国司に納めよ。寺役は往古からの例のとおりに怠りなく勤仕せよ》。国司側がのちに東大寺に対して主張したことによると（B・六・二）、この庁宣が出たことによつて、さきに逃散した寄人の柚工も帰住し官物を弁済しようとしたが、以前と同じように、悪僧らが現われ、私領主の下知と号して、寄人の柚工らが国司に納めようとした米を抑留し、それを京都・奈良に運搬した、ということである。

保元三年（一一五八）四月の在庁官人解（B・六・二）は、私領主と下作人との対立抗争が決定的となつた直後、東大寺側の訴状に対する反論として提出されたものである。国司信経が就任して以来、玉滝莊で二度の検注を行なつたいきさつを述べ、ことに前年の検注実施後の東大寺側の行動について次のように書いているのが注目される。《私領主らは、以前と同じように東大寺から悪僧を招き寄せ、乱暴をしたかつたであろうが、保元の乱後の賞罰を明確にする時代に際会して、乱暴をしたくてもできなくなつた。東大寺はこれらの私領主にそそのかされて根拠ないことで寺訴を企て

たのである。在庁官人らが「領主」「沙汰人」といわれているものを玉滝莊を動かしている中心的勢力と考えてこれを敵視し、その勢力の削減に力を注いでいたことは、これで明らかである。在庁官人らは、伊賀国や隣国の私領主が庁宣を得て官物以外、段別五升から一斗までの加地子を徴収するのに満足していることをあげ、作人・寄人が一定の官物を国司に、段別一斗の加地子を私領主に、雑役を東大寺に負担するようにさえなれば、作人寄人・国司・私領主・東大寺の四者間に平和の關係が成立するであろう、と説き、太政官の裁断を要望した。

在庁官人らをしてこのような要望を提出なさしめたくしうだてが藤原通憲を中心とする当時の新政であったことは、さきに指摘したことであるが、その当時、莊園収公を目的に国司が検注を実施したのは伊賀国だけではなかった。山城・河内・摂津三国の国司も同様に検注収公を行なつて興福寺から激しい抗議を受けた（B六・二九三七）。興福寺以外では、勧修寺領（B六・三二・安祥寺領（B六・三三）・醍醐寺領（B六・二九）が検注を受けたし、大和国では東大・興福寺領がともに検注された（B六・二）。

伊賀国在庁官人の高姿勢な陳狀（B六・二）に東大寺側がどう反論したかは、史料がないので明らかでない。注目されるのは、玉滝莊預所としての覚仁の行動を非難するものが東大寺内にも出現したことである。保元三年（一一五八）九月十一日に陳狀・申狀（B六・二九）を東大寺政所に提出した僧能恵がそれである。この同日に提出された陳狀と申狀では、關係の事件は異なるが、双方ともに覚仁が主役を演じていることでは同じである。事件の内容が錯雑して捕えにくいのは陳狀の分である。それについてはのちに述べることにして、事件が單純な申狀から紹介することにする。

この申狀は、前にも少し触れたが、前年に玉滝・黒田・薦生などの出作に賦課された造内裏・野宮等材木の精算に關するものである。能恵は、《材木の價格が官行事所の評定によつて決定されたものならば異議を言わない。もし覚仁が私に思うままに書きつけたものであるなら、價格は胸算用では指示できないことであるから、すぐ切符の正本を公文所に取寄せ、材木を比較検査し、傍例によつて材木の價格を決定すべきである。材木の弁進は價格がそのようにして決定したあとに行なう。覚仁が私に気ままに書き付け

たものによつては、簡単に弁進できない。』と主張した。覺仁に対する反感が露骨に表明されている。能恵はまた作料米・野宮材未進末についても疑惑があることを指摘したあと、《以上の所課は莊民・領家（『東大寺尊勝院』・御寺預所（『覺仁』）の三者が同心合力して、勤仕すべきものである。

ところが覺仁の注進によると、莊民が弁済する以外は全部領家が弁済することになっているのはどういふわけであるか。御寺預所の負担があつてはならないのであろうか。三者に平均に配分して弁済すべきである。領家と莊民ばかりがこの役を勤め覺仁が預所でありながら、課役がない。それを正すのが訴えの目的である。』と述べた。能恵はまた、覺仁がこの材木の弁済に關連して木工権頭季兼や目代など修理職の使者に三寸半板五〇枚・美絹五疋を贈つたということに疑いをかけ、証文を取寄せよ、と主張した。

陳狀は、覺仁が莊民から、封米未進や造内裏材木所課・領家官物代を理由にして質馬一九疋を取つたことと玉滝莊下司について提出されたものである。覺仁が住人がわずか一〇余人しかいない玉滝仙から質馬を一九頭も徴發したことは既に注意されている。覺仁は、質馬を返却するように

下知したが莊民が受取らないのである、と主張し、莊民は、一九頭の馬が全然返却されないの、役馬に困つていと言ひ、兩者の言ひ分は喰ひ違つてゐる。能恵は、覺仁が東大寺政所に対しては封米未進の質に取つたと報告し、莊家に対しては造内裏役の官物で領家の尊勝院が未進している質として徴發すると述べたことを追求する。覺仁の目代で封米の沙汰人である定末は全部の住人の加判のある封米の精算を提出し、少しの未進もないことを証言している。能恵は莊民の陳狀と定末の精算を副進証文として提出し、覺仁をして馬を返却させるように要望した。

能恵が陳狀で以上のことを訴えた直接の動機は、玉滝仙工が覺仁の手を経て解狀を東大寺に提出し、領家の尊勝院が任命した下司家遠の解任と、東大寺の材木を能恵が横領していることを訴えたことに関連している。玉滝村の下司が延真から家遠に代つたのは八月のころであつたが、その理由は、史料の意味がとおらないために明らかにしたいが、莊民を統制する能力が欠けている、と見られたためであると、能恵は考へてゐるようである。下司の交替によつて案に相違した莊民らは、家遠が下司として莊民に対して

非法を行ない東大寺のために悪行を企てていると、東大寺に訴えた。莊民のこの訴えに対して能恵はどう答弁したか、史料の意味は取りにくい、領家の尊勝院の進退に属する下司職の解任に反対したことは明らかである。能恵が東大寺の材木を横領した非難に対しても、無実である、と述べた。

以上の陳状・申状の内容の紹介で注目されることは、さきにも一言したように、玉滝村の領家華嚴宗本院尊勝院に属すると見られる能恵が、三論宗本院の東南院所属と認められる覚仁に対して強固な反感を示していることである。

覚仁のようにあくの強いものが周囲のものからあしざまに言われるのはよくあることであるが、この場合はただそれだけではなかったようである。東大寺としては、どちらかと言えば、傍系の三論宗本院の東南院が事実上東大寺を支配していることに対する尊勝院側の反感が、このような陳状・申状の提出となったに相違なからう。「名代の悪僧」と言われた覚仁でも、東大寺を堅くその手に握っていたのではなく、宗派の違いその他多くの要因に基づく敵をその内部に持っていたのである。覚仁としては、このような複

雑の内部事情を持つ東大寺を代表して、玉滝・黒田両莊の預所として現地に臨み、国司・平氏の圧力に対抗するほか、分裂抗争する私領主・作人寄人の間に介在して、莊の維持を図らなければならなかった。その苦心は察すべきものがあった。(以下次号)

⑪ 材木をもって租米を弁進した例は天喜三・十一・廿玉滝柚司等解(七四三・七四七)以下に見られる。

⑫ 家俊の退任の時期は不明であるが、(〇五・二)によると、家俊は永久二・五・廿八の行遣東大寺事所下文を受けたあとの任期は八ヶ年であった、というから、保安二年に退任した、と見るべきである。

⑬ 原本には「庄威」とあるが、莊号とあるのが本来であると考えて、このように改めた。

⑭ 中村博士が(A四三三)で紀則末がこの請文を奪い返した、としておられるのは、史料を誤って解されたものである。

⑮ 史料には「作畠」とあるが、「作田」と書くべきものを誤ったのかもしれない。

⑯ 中村博士は(A七四)でこのことに触れておられるが、後見については述べておられない。

⑰ 中村博士は(A四三六)で、済物復活のいきさつを述べておられるが、本所使の派遣については触れられていない。

⑱ 『東大寺要録』の関係本文は次のとおりである。図書刊行会本による。

一、東大寺職掌寺奴事

以前被民部省去天平勝宝元年九月廿日符僞、被大政官今月十七日符僞、被大納言正三位藤原朝臣仲磨宣僞、奉勅、奴婢年卅已下十五已上、容貌端正、用正税、宛面直、和買貢進者、省宜承知、依前件数、仰下諸国、令買貢上。但不論奴婢、隨得而已者。国宜承知、依状、施行者。謹依符旨、件奴婢買取進上如件。仍便付朝集使目從六位下賀茂宜秋磨、申送。謹解。

天平勝宝二年正月八日

史生從八位上土師宿禰田次

私云、勝宝二年可買進形貌端正良人、被下論言者。五畿七道諸国司等各買進奴婢、以同年二月廿二日、太上天皇・皇太后共變鳳輿、親臨伽藍、以件奴婢二百口、施入東大寺。々家諸物、損史幹之人、預供仏施僧之事、為上司職掌、以良匠之器、為造寺之工、又伝歌舞音楽之曲、備供仏大会之儀式。其子々孫々相繼、為寺奴婢職掌、于今、勤仕寺役、供奉諸会。已朝私霜雪、備大仏供、廻毎日不闕之計。暮戴星辰、侍宝藏辺、防盜賊火難之畏、寺家要人只在此耳。奴婢等籍帳廿二卷在印藏。

④⑨ 東大寺の衆人は、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』二四六、

五〇ページに指摘されているように山村氏を中心とするものである。山村氏は近衛府出身であつて、東大寺所屬の奴婢とは關係がない。建築工については、かつて論じたように東大寺工はもと太政官の修理職・木工寮に所屬するものであつた。赤松俊秀「座について」(『史林』三七ノ一)

⑤⑩ 憲明の名は、のちに伊賀守となつた藤原信經の康治三年(一

一四四)二月十日の奏状(五二五)に見え、その任中に丸柱村が始めて東大寺の莊領と稱した、とある。丸柱保については、のちに論ずるが、伊賀国司の主張(六六六)によると、「次国司憲明初任年檢田丸帳已成二斗米」とある。この檢田帳が天治三・正名張郡檢田帳であることは明らかであるから、憲明の伊賀国司初任は天治二年と考えられる。

⑤⑪ 目録田の總面積に対して、御館分田・青蓮寺保・黒田莊・郷内田・損川成の合計が一致しない。

⑤⑫ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三二一三ページ)で東寺領大山莊・東大寺領木本莊などの動きについて論じた。

⑤⑬ 書状のあて名が忠盛である根拠は、あて名のものの前任者が讃岐入道である、としてゐることである。『尊卑分脈』によると、正盛の最後の受領は讃岐守であつた。

⑤⑭ 堺百姓について『日本歴史』第一七二号で述べたことがある。

⑤⑮ 東大寺領の鞆田の耕地が六条院領鞆田莊の耕地を兼ねてゐること、長宿直・日次雜草などの田率が六条院の課役である、といふのは、いずれもわたくしの解釈である。史料の記述は脱漏があるらしく、意味するところは少し明確を欠いてゐる。

⑤⑯ 家実については竹内博士が(三三九)、中村博士が(四七〇)、石母田氏が(五一五)で平氏郎從宗紀七景時といふしに源氏に反抗した中務丞家実をあげてゐる。同一人であるに相違ないであろう。なお(四〇七)の冒頭の逸失した部分是他に現存し「下左衛門尉家貞所」となつてゐる。この家貞は平氏の家人で北伊

賀の平家領を支配していた。(B五・二)もかれの下知である。家貞の子貞能は平氏家人として活躍する。家実はその弟である。

(57) 竹内博士は(C二九三)でこの前太政大臣を覚樹の兄の久我雅実とし(B五・二)はその家政所下文としている。しかしこれは博士の失であって、雅実は太政大臣従一位として出家し、大治二年に死んで、この時は生きていない。長承当時の前太政大臣は忠実のみである。

(58) 史料は廿町歩とある。しかし長承二・七の検注帳によると、東南院領となった新莊Ⅱ公民作田は三十七町九段三〇〇歩であった。

(59) この二つの文書は現在、狩野亭吉旧蔵文書のなかで一連の文書として保存されている。

(60) 竹内博士は(C三一九)で、僧兵を招き寄せたのは、東大寺の寺家としている。石母田氏は(D一八六)で、東大寺から大衆の下知と号して悪僧を招集したのは、在地の荘官組織がすでに統治のための十分な体制でなくなったことを意味するとし、東大寺が武裝した悪僧を率いて、直接に在地荘民の前に立ったとしている。

(61) このことに注意されたのは中村博士であって(A一二九・四)、伊賀国は忠通の分国であった、とされている。その論拠は筒井英俊文書建仁元・五東大寺三綱陳状である、という。保元元・十二東大寺三綱等陳状(B六・二)に「殿下御沙汰又及十二箇年」とあるのは、忠通の伊賀国領有が天養二年に(一一四五)始まったと考えられる理由である。信経はすでに伊賀守に

任命されている。

(62) わたくしは早くこのことを主張した。赤松俊秀「公營田を通じて観たる初期荘園制の構造に就いて」『歴史学研究』七ノ五、一七〇二(ページ)。

(63) 原本には長久三年六月三日の宣旨とあるが、これは年代からして事実と合わない。長久は長承の誤りであろう。(B六・二)によると利宗から提出した文書のなかに長承二・六・五官符があげられている。ことによるとこの官符のことかもしれない。

(64) 『大鏡』の著作年代と作者については、『文学』五月号で詳しく論ずる予定である。

(65) 伊賀守信経によって行なわれた第一回の検注は、(B六・二)に久安四年とあるが、その結果として史料に記載されているものが久安五年の両度の間注に反映していないので、久安四年は史料の誤りと考える。

(66) 中村博士は(B一九七)でこのことを解釈し、寄人が私領主に語られたとしておられるが、誤りである。

(67) 東大寺僧のなかに崇徳上皇側についたものはいくつかは、保元の乱の直後、綸旨(B四・三)で義海の知行が認められた興福寺領氷水荘は平治元・八・十三義海申状(OB六・三)によると、没官領として義海に与えられたものであり、それに対して、覚仁は保元二年六月に恩免されたことを理由にして、没官に抗議した事実が存するからである。この義海申状という覚仁が東大寺の覚仁であることは、同じく永暦元・三義海申文(OB七・三)により疑いない。そうするとかれは保元の乱で崇徳上皇側に立ったと

一時的でも認められたことになる。その覚仁は『東大寺文書』^(B六・八)によると、保元二年二月十日には上司威儀師として花押を加えており、保元二・十伊賀国在庁官人解^(B六・二)に玉滝莊新任の預所というのが保元三・四伊賀国在庁官人解^(B六・二)によって覚仁であることは明らかである。後白河天皇側に敵対したと認められたものとしては少し活動が早すぎる。しかし「悪僧」覚仁以外にいま一人の覚仁も考えられない。そうなる
と、「恩免」というのは覚仁個人に関係なく、氷水莊を知行していた東大寺のあるものが崇徳上皇側に立つてその所領を没収され、それが興福寺僧義海に与えられたあと、ゆるされたこと

をさすのかもしれない。覚仁はその恩免を機会に代って没官に抗議したことになる。おそらくこれが事実にあたっているであろう。

⑥8 川上多助「平安朝の莊園整理策」(『日本古代社会史の研究』)

⑥9 『平安遺文』では「阿村治田并出作公田者十九町八段」とあるが、これは八十町九段の誤りと推定される。

⑦0 『平安遺文』には「光度」とあるが、「光房」の誤りであることは、明らかである。

⑦1 このことについては、ほかに史料がないので、詳しいことはわからない。

(京都大学教授)